

令和六年六月二十七日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
石黒	覚	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計管理者	山田敦子君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	鈴木邦夫君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

この場合、申し上げます。高橋弓嗣委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

高橋弓嗣委員。

○高橋（弓）委員 おはようございます。自由民主党の高橋弓嗣でございます。質問の機会を与えていただきました会派の先輩諸兄並びに同僚議員に深く感謝申し上げます。

さて、山形県のサクランボシーズンも早いもので終盤となりました。今年は例年よりも早く最盛期を迎えたところですが、昨年の猛暑の影響により双子果が多く、予想収穫量は一万二千百トンで、作柄はやや少ないと言われてまいりました。生産者や流通関係者の間では、一万トンを割り込むとの見方がなされているところでもあります。実が大きく育たなかったことに加え、気温の高い日が続き、実が柔らかくなるなどの高温障害で出荷できないものも多く、予想収穫量を大きく下回るようであります。

農家の方からは、「今年は経験がないくらい収穫量が少なく大変な年だ」とか「これでは収入が減って、生活するのも楽でない」などの声が上がっております。また、クレームによるリスクを回避するため、贈答を減らすとか、やめようかと考えているという話もお聞きしております。今後のサクランボの流通の仕方にも変化が出てくるのかもしれない。

県としてもこの状況をよく分析、調査研究して、常任委員会などでしっかり議論をしていただき、サクランボ産業に関わる方々を守っていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、そんなサクランボであります。これを目当てに多くの観光客が山形を訪れ、サクランボのみならず、温泉をはじめとした「心ほどけるやまがた」を御堪能いただいたのではないのでしょうか。

観光客といえば、陸路、航路、空路を利用して山形県に入ってこられるわけですが、その中でも空路に関わる質問として、県内空港の機能強化について伺ってまいります。

本県には、山形空港と庄内空港といった二つの空港があります。山形空港は、昭和三十九年六月に開港し、本年は開港六十周年という記念すべき年でもあります。開港当時の滑走路延長は千五百メートル級でしたが、昭和五十四年には大阪便と札幌便が相次いで開設され、航空需要の拡大に伴い、昭和五十六年には滑走路が二千メートルに延長されました。

平成二十三年に東日本大震災が発生した際には、使用不能となった仙台空港や新幹線などの太平洋側交通網の代替として震災翌日より二十四時間運用がなされ、多くの臨時旅客便を受け入れるとともに、防災ヘリや米軍機などの災害救援機が飛来し、東北の災害救援拠点としての機能を発揮し、山形空港の存在が大きくクローズアップされました。

一方、庄内空港は、平成三年十月一日に本県二つ目の空港として二千メートルの滑走路を持って開港いたしました。それまで庄内地区は高速交通網の空白地域でありましたので、利便性が大幅に向上したわけであります。

両空港の利用状況であります。令和二年以降、新型コロナにより航空需要が低迷し、令和二年から三年の搭乗者数は大幅に落ち込んでおりましたが、令和四年後半頃から感染状況が徐々に落ち着きを見せ、令和五年の定期便の搭乗者数は、ほぼコロナ前の水準に順調に回復しております。また、チャーター便の着陸回数においては、両空港ともコロナ禍前の令和元年がピークでありましたが、こちらも吉村知事をはじめ関係各位の皆さんの海外航空会社へのトップセールスなどの努力により、少しずつ戻ってくるものと捉えております。三大都市圏を中心ににぎわいを見せるインバウンド観光客についても、今後はいかにして地方に誘客していくか、地方間競争が激化していくものと見込まれます。

そこで求められるのは、空の玄関口である空港の二千五百メートル滑走路であります。さきに行われました会派代表質問において柴田正人県議も質問され、吉村知事が答弁されておりましたが、滑走路延長についての課題を整理し、地域ビジョンを示していくとのことであります。

今年度、県は、地域関係者と現状や課題を共有する勉強会を両空港で検討するための予算百三十七万円を計上しているわけですが、どのような方々を対象にした勉強会なのか、また、いつ頃に開催する予定なのかなど、詳しい内容を小林県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

県では、令和元年度から山形、庄内両空港の滑走路延長について調査検討をまいりました。その結果、滑走路延長の整備には多大な事業費がかかること、また、国庫補助を活用するには、費用対効果に加え、滑走路延長を必要とする地域ビジョンが重要であるなどの課題が見えてまいりました。こうしたことから、改めて両空港においてそれぞれの地域における空港の将来ビジョンを示すことが必要だと考えております。

このため、まずは、様々な方々から地域における両空港の在り方などについて幅広く御意見を伺うことが必要と考え、山形、庄内両空港それぞれにおいて勉強会を、仮称ではございますが、将来ビジョン検討会として開催することいたしました。

検討会のメンバーにつきましては、学識経験者をはじめ、各地域の商工分野、宿泊分野、観光分野の関係者、また周辺自治体など、若者も含めた幅広い世代から選定したいと考えております。また、開催時期につきましては、本年秋頃までの開催を目指し、準備を進めているところでございます。

この検討会では、これまで調査検討してきた各空港の利用状況や滑走路延長の整備事業費、そのほか空港の課題について情報共有をした上で、各地域における将来の空港の在り方などについて、それぞれの分野による知見を基に、幅広く御意見を伺いたいと考えております。

県といたしましては、滑走路延長に向けた取組を前に進めるため、将来ビジョン検討会でいただく御意見等を踏まえ、山形、庄内両空港の将来ビジョンを検討してまいりたいと思います。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 空港の二千五百メートル滑走路については、東北六県で本県だけがない状況であります。

今月初めに、私は柴田県議とともに九州佐賀国際空港に行つてまいりました。九州佐賀国際空港は、滑走路の延長に向けて、検討段階から県が佐賀市と連携して、空港周辺住民などを対象に情報公開した上で広く意見を把握し、計画策定過程に参画を促すパブリックインボルブメントを実施し、現在はこの活動の実施状況、実施結果及び目標達成の評価・判断について取りまとめが完成し、公開されております。

佐賀県庁の空港課にてお話を伺つてまいりましたが、空港の滑走路延長というのは、大きな予算のかかる一大プロジェクトであります。整備主体となる県が力強くリードして、どの空港の滑走路をどうやって延長させていくのか、前に進めるときではないのかと思っております。

本県のホームページ、「県民の生の声」コーナーに次のような質問がありました。令和四年四月には「山形空港・庄内空港の滑走路延長と平行誘導路の整備について」、令和五年八月には「山形空港の滑走路整備について」であります。いずれも回答は「検討していく」とのことでありましたが、滑走路延長は県民にとって大変関心の高いワードであります。

県民の利便性や、観光や産業の発展、そして防災の拠点であるということも考え、将来的に有効な空港機能の強化として、滑走路延長についての検討会——勉強会から検討会という名前が変わったようでありますが、この検討会が実り多いものとなり、実現に向けて進まれるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっと画像の説明をさせていただきますが、この画像は佐賀空港ターミナルビルです。（画像を示す）柴田県議も代表質問で申しておりましたが、ターミナルビルの両脇に五十億円かけてターミナルを事前に整備しており

ます。空港滑走路の延長に向けては、やっぱり積み重ねをしていくことが大事であります。滑走路延長と同時にターミナルビルを新しく造るなんていうのは現実的でないということでありますので、一つずつ機能強化に向けた整備もしていただけたらいいなというふうに思うところであります。

次になります。東北六県の空港で駐車場を有料としているのは、仙台、青森、秋田の空港になります。今月初めに秋田空港にも行ってまいりました。空港の目の前に立体駐車場が設置してあります。この立体駐車場からは、連絡通路を使って空港ターミナルへ入ることができ、雨の日でもぬれることなく移動することができます。また、雪の多い日には車の雪下ろしをする必要もありません。有料という敬遠される方もいるかと思いますが、お金を払ってでも近くて屋根のあるところに駐めたいという方もおられます。

山形空港においては、レンタカープールが空港ターミナルの目の前にありまして、かなりの台数分を占めているように思えます。利用者の利便性を考え、駐車場の在り方をぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

少しでも近いところに駐めたいと思うんですが、今後の空港整備について、県土整備部で計画はないものか、お尋ねしたいと思います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 空港の駐車場についてお問合せがあったかと思っておりますので、お答え申し上げます。

まず、山形空港の駐車場の場所と収容台数につきましては、空港ターミナルから近い正面駐車場及び北A・B駐車場が六百九十七台、空港ターミナルから離れている第二駐車場が六十二台と、合わせて七百五十九台となっております。次に、庄内空港の駐車場の場所と収容台数につきましては、空港ターミナルから近い第一駐車場及び第二駐車場が三百五十六台、離れています第三駐車場が百六十三台と、合わせて五百十九台となっております。

駐車場の利用状況につきましては、ゴールデンウィークなどの繁忙期においてターミナルから離れている駐車場を利用せざるを得ない場合も見られますけれども、ふだんは近くの駐車場を利用いただいている状況でございます。

このため、県といたしましては、現時点で駐車場を整備する計画はございませんけれども、駐車場の利用状況や混雑状況を注視しながら、空港利用者からの要望や、今後開催を予定している両空港の将来ビジョン検討会の中で御意見を伺ってまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

ゴールデンウィーク、それから年末年始の繁忙期は第一駐車場だけでは足りない状況が続いているというようなことを伺っております。今年状況でありますけれども、今年ゴールデンウィークが前半戦、後半戦と分かれた影響もありまして、予想したほどの混雑はなかったと伺っておりますが、昨年のような大型の連休になりますと圧倒的に駐車場が足りないということで、遠くからスーツケースを引きながら空港に向かう方が多数いらっしゃるということであります。ぜひ有料の駐車場があってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

今、画像が出ておりますけれども、（画像を示す）秋田空港においては、立体駐車場のほか、全ての駐車場が有料になっております。近ければ近いほど高く、遠ければ遠いほど安くなるというような設定でありました。

また、佐賀空港に行ったときの駐車場でありますけれども、これ非常に面白いと思ったのは、AIカメラを利用した駐車場になっておりまして、発券機等々がなく、カメラでナンバーを認識して駐車時間、駐車料金を算定すると。これ、この画像にもありますが、機械のメンテナンスなどの手間が省けて非常に有効な駐車場のシステムだなと思えましたので、駐車場の整備について御検討いただける場面がございましたら、こうした機械の設置も検討材料に入れていただければと思います。

次に、空港の安全対策について伺ってまいります。

航空法において、無人航空機いわゆるドローンを飛行させる際の基本的なルールが定められておりますが、空港周辺での飛行は、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあることから飛行を禁止しているものであります。これに伴い、どの空港においても、周辺にはドローンの飛行禁止の看板が設置されております。皆さんも目にしたことがあるのではないのでしょうか。

では、実際にドローンが空港の空域に入ってしまった場合、どうなるのでしょうか。

令和四年十月に、神戸空港で夜間にドローンのようなものが飛んでいるのが見つかり、約一時間にわたって滑走路が閉鎖されました。幸いにも事故やけが人はありませんでしたが、神戸空港に向かっていた四便が目的地を変更、引き返す事態となりました。

このように、ドローンが空港の空域に侵入してしまうと、安全の確認が取れるまで空港滑走路は閉鎖になります。ドローンがすぐに見つければ問題は解決しますが、見つからなかった場合には、安全を確保したという判断基準は大変難しいものであります。

そうした中、庄内空港では、昨年十一月に小型無人機飛行事案対応訓練が行われました。こうした危機管理に向け

た取組はとても大切なことだと思っておるところですが、今後の山形、庄内両空港においてドローン侵入に対する対策はどうなっているのか、小林県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

空港周辺では、航空法によっていわゆるドローンやラジコンなどの無人航空機の飛行は禁止されており、不審な無人航空機が発見された場合の対応手順が国土交通省から示されており、県では、この国土交通省の対応手順を参考に、山形、庄内両空港において無人航空機対応要領を作成しているところでございます。

無人航空機が発見された場合は、この対応要領に基づき、各空港事務所が航空機の離発着の一時停止や滑走路閉鎖等の措置、航空管制官及び警察等への連絡、対策本部の設置などを行います。さらに、警察と協力の上、操縦者の捜索や無人航空機の飛行中止要請、排除を行います。操縦者や無人航空機が特定され、排除が完了した場合は、滑走路閉鎖等の措置を解除することになります。一方、操縦者や無人航空機が特定できず排除を完了できない場合には、対応要領に示した基準を基に総合的に判断し、警察と調整し、滑走路閉鎖等の措置を解除することになります。

また、こうした対応を確実に実施するため、庄内空港では昨年十一月に実際にドローンを飛ばした訓練を、山形空港でも本年三月に情報伝達訓練を行いました。加えて、お示しいただいたように、事前対策としまして、空港周辺に無人航空機の飛行禁止を周知する看板を設置してございます。

現在、山形、庄内両空港において不審な無人航空機が発見された事案は発生しておりませんが、他の空港で発生している事例が見受けられることから、今後、このような事態が発生する危険性は高まってくると考えられます。

県といたしましては、無人航空機を早期発見する技術や、他の空港の対応状況を注視しながら、緊急事態に迅速かつ確実に対応できるよう、引き続き訓練等を実施してまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 この質問をさせていただきまして、様々な空港にお邪魔するたびにドローンの対策はどうなっていますかということをお願いいたしました。どこも具体的な対応策がないというのが現状であります。

先日、ある企業が取り扱うドローン検知システムのデモンストレーションに参加させていただきました。このシステムを利用すれば、リアルタイムでドローンの侵入を監視できるばかりでなく、操作をしている発信者の位置特定まで可能になります。本県においてもこうしたシステムを導入できれば、山形、庄内の両空港は安心して安全な空港として、欠航のリスクを減らすことができるのではないのでしょうか。

特に近年はスマート農業が普及してきました。防除などに使うということでドローンを飛ばす、特に山形空港ですと果樹園地帯の中にありますので、ドローンが飛んできてもおかしくない状況にあります。また、意図的にいたずらをするということも発生しておりますので、やっぱり欠航リスクを減らすという意味では非常に重要な取組だと思っております。

ドローンには認識番号のようなもの、どのドローンが誰の持ち物なんだといういわゆるナンバーのようなものがあります。そういったことまで全部把握できるというようなものがあるそうですので、ぜひこうしたことを検討いただければと思います。

今後は、より研究しながら、「政府の施策等に対する提案」などに盛り込んでいただくとか、国に要望していく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

小林部長、ありがとうございました。

次に、医療的ケア児の受入れ支援について質問させていただきます。

今年の春四月に、インクルーシブサークル「comamo（コマモ）」さんと、やままる実行委員会がコラボしました「daredemo（だれでも）」という医療・福祉イベントが東根市の公益文化施設まなびあテラスで開催されました。

インクルーシブサークルcomamoさんは、「こどもも！ママも！自分らしく生きよう！」をテーマに、病気、障がいのある子供を育てる家庭や妊婦の情報交換、お話し会など、お出かけのきっかけになればよいなと思って立ち上げたサークルだそうで、イベント当日も、その名のとおり、誰でも楽しめる内容となっており、そうした中で医療的ケア児に対する理解を深めることができるよい機会であったと思っております。

さて、こうした医療的ケア児が保育期間を経て就学される年齢になった際の受入れ状況について伺いますが、現在、県立特別支援学校における受入れの状況、また併せて、分かるようでしたら県内各市町村の公立学校での受入れ状況も教えていただければと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 医療技術の進歩等に伴いまして、医療的ケアを日常的に必要とする子供が全国的に増加傾向にあり、県内でも同様となっております。

本県の特別支援学校におきましては、平成十五年度に県立ゆきわり養護学校に看護師を配置いたしまして、初めて学校における医療的ケアを開始いたしました。当初は対象となる子供は三名でしたが、その後、鶴岡養護学校や米沢養護学校など実施校が広がりまして、現在は、七校に四十六名の生徒さんが在籍しております。

小・中学校の状況につきましては、平成二十九年度に鶴岡市において看護師を配置した医療的ケアを開始し、現在は六校に六名が在籍しております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

県立の特別支援学校において医療的ケアを受けているのは七校、四十六名ということでありました。また、各自治体いわゆる市町村においては、六校に六名が在籍しているとの説明でありました。潜在的にもっとおられるのかもしれませんが、積極的に取り組んでいる自治体には心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、受入れに向けた自治体支援について伺ってまいります。

医療的ケア児は様々な方がいらっしゃいますが、学校に通えるケースですと、保育過程を経た後に進学をどうしようかと考えます。この場合には、事前に特別支援学校をはじめ各自治体の学校の見学や相談などを行い、学校生活での環境や通いやすさなどを検討材料にするようであります。特に、通いやすさの面においては、県内各地に特別支援学校が設置されているものの、各市町村の学校ほど身近なものではないのが実情であります。地元自治体の公立学校で受入れを行っている場合には、医療的ケア児やその御家族にとってみれば、選択肢が増え、大変ありがたいものではないでしょうか。

市町村においても、医療的ケア児を受け入れるには様々な環境を整えなければなりません。その中でも看護師の配置が一番大きな課題にもなっていると考えます。看護師の確保も大変なのですが、まずは看護師の配置にかかる経費だけでも県として補助をしていただけないものかというふうに思っております。

ちなみに保育の場合ですと、医療的ケアを必要とする子供の受入れ態勢の整備を推進するために、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援として、国の保育対策総合支援事業費補助金「医療的ケア児保育支援事業」により、国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一の補助割合となっております。

一方で、学校に上がった場合ですが、市町村の公立学校で受入れをした場合には、国の教育支援体制整備事業費補助金「切れ目ない支援体制整備充実事業」により、補助割合は国が三分の一、事業者が三分の二となっております。ここには県が入っていないんですね。

山形県としても、特別支援学校で医療的ケア児を受け入れるに当たっては、この制度を利用しているわけですが、先ほども述べましたように、市町村で受け入れている場合のメリットとしては、何よりも、利用される方々やその家族の負担が減ることが挙げられます。今後は市町村での受入れが進むことも考えられ、特別支援学校と同様に、安心安全に医療的ケアを行っていかねばなりません。

現状では三分の二を自治体が負担している形になりますので、ぜひ山形県として御検討いただけないものかというふうに考えておりますが、高橋教育長の御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 医療的ケアを適切かつ円滑に進めるためには、看護師等の配置、資質の向上に加えまして、保護者を含めた関係者の認識や情報の共有、役割分担、ケア手順の明確化のほか、緊急時の対応方針の作成や必要な備品等の整備など、多岐にわたって体制を整えていくことが必要となります。

このような中、初めて医療的ケア児を受け入れる市町村におきましては、ノウハウも蓄積されておらないことから、様々な模索しながら実施体制等を整えていかなければなりません。

このため、県教育委員会では、市町村が円滑に実施体制等を整えられますように、特別支援学校における医療的ケアのガイドラインやこれまでの取組事例等も示しながら、市町村からの質問や相談に丁寧に対応させていただいております。また、医療的ケアの要となる看護師等の資質向上等を図るため、市町村の看護師等も含めた研修会を開催しておりますほか、今年度から新たに看護師等の支援・育成や関係機関との連絡調整等を担う指導的立場の看護師を県の教育局に配置いたしまして、県が山形大学医学部内に開設しております山形県医療的ケア児等支援センターとの情報交換などにより知見を高めながら、市町村への助言や情報提供などを行っているところであります。

御指摘のありました看護師等の配置にかかる経費につきましては、県及び市町村ともに文部科学省の補助金を活用しており、国庫補助率は三分の一で、残りの三分の二は地方負担となるわけですが、これにつきましては、地方交付税による財政措置がなされております。

財源の状況はただいま申し上げたとおりですが、近年の状況を見ますと、小・中学校における医療的ケア児も増加傾向にありますことから、さらなる看護師の配置など医療的ケアに係る経費が増加していくことも予想されます。こ

のことから、県教育委員会といたしましては、「政府の施策等に対する提案」のほか、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じまして、補助率の引上げを含め財政措置の拡充等を政府に要望しているところであり、引き続き、機会を捉えまして政府に対し要望してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋(弓)委員 市町村が医療的ケア児を受け入れるチャンスを与えていただきたいというふうに思っています。少しでも補助をしていただきまして、何というんでしょうかね、医療的ケア児とは、通うのに非常に困難な方もいらっしゃると思います。それに伴って親も送迎に携わるわけでありませうけれども、現実的に支援学校の近くに住んでいらっしゃる方であれば通いやすいんでしょうけれども、そうでない場合には地元の学校に入りたいというようなことがあります。

それから、災害時等もそうですけれども、支援学校に入ってしまうと、顔の見えない子供になります。いわゆる地域で「あんな子いたのかな」ということになるんですが、地元の学校に入れば、「あそこにこういう子がいたよね」ということで、よく顔を分かっていたいただいて、地域の子の一人として学びを得ることができるのかなというふうに思います。

そういう意味では、何かしらの形で各市町村が受け入れしやすい体制をつくっていくのも県の役割じゃないのかなというふうに思っているところであります。どのくらいの数の医療的ケアを必要とする方がいらっしゃるかは分からないんですけども、よく調べていただいて御対応いただきたいと思っております。

そして、この質問をする前に、来春進学を控えている医療的ケア児とその保護者の方と意見交換をしてみました。おなかにいるときから医療的ケアを受けなければならぬ子供なのかもしれないという不安を抱えながら、出産、子育てをしていくわけなんですけれども、子育てしていく中で早々と、いわゆる保育は何かなくなった、民間であったり、公的なところであったり、何かなくなったけれども、進学はどうなるんだろうという不安を抱えながら保護者の方はお過ごしになっているようでありました。

特に、保育から学校が変わるときというのは、役所の中で体制が変わるといって、所管が変わるわけですね。このときに非常に悩まされると。そして、一番最初に相談されるのは各市町村自治体の窓口ということになるんですけども、結局皆さん、どちらかという経験のない話をされるものですから、例えば子育て関係の課ではないんじゃないか、福祉課じゃないのかと。福祉課では違うんだと。学校でするので結局教育委員会のほうに行き着くというようなことを言っておられました。ですからやっぱり手厚さとか、就学前に相談に行くのではなくて、早い段階からどういうふうな道に進みたいのか聞いていくということが非常に重要なんじゃないかなと思ったところでした。

そしてやっぱり、何度も言いますがけれども、身近な学校に通えるという選択肢はどれだけありがたいことかということでもあります。各市町村において受け入れるための材料として、看護師等の補助については県の支えというものも重要ではないかと思っておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

高橋教育長、ありがとうございました。

次に、地域医療の在り方について伺ってまいります。

厚生労働省は、今後を見据えて医療機関の機能分化・連携を通じて質の高い医療を効率的に推進するために、地域医療の基本計画である地域医療構想を策定しており、本県においても、二次医療圏ごとに目指すべき医療提供体制と、それを実現するための施策を内容とする山形県地域医療構想を平成二十八年に策定いたしました。

とりわけ村山構想区域は人口も多く、その中でも西村山・北村山地域においては、施設の老朽化によって建て替え時期の迫っている病院があり、それぞれの地域における基幹病院では、診療機能を地域に必要なものに重点化を図った上で病床規模の適正化を進めるとともに、非稼働病床や病床利用率の低い病棟を有する病院においては、回復期機能への転換と病床規模の適正化を進めるとしてあります。

こうしたことなどを背景にして、西村山では、西村山地域医療提供体制検討ワーキンググループの最終報告を経て、本年三月二十八日には山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に係る基本合意書を締結し、五月二十一日には、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会の第一回運営委員会が開催されました。

現段階の公表できる範囲で結構ですので、この協議会の今年度の進め方、また、どのような検討体制なのかななどを教えていただければと思います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 西村山の地域医療の現状について御回答申し上げます。

西村山地域の持続可能な医療提供体制の構築に向けましては、令和四年八月に設置いたしました検討会や昨年度のワーキンググループで議論を重ねてまいりました。その最終報告書を踏まえ、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編につきまして、委員からも先ほど御紹介ありましたとおり、去る三月二十八日に知事と寒河江市長との間で基本合意が取り交わされ、可能な限り早期に新病院を整備すること、また、それに向けて新たな協議の場を設置すること

といたしました。この合意に基づきまして、去る五月二十一日には、新病院整備に関する協議会を新たに設置し、まずは新病院の目指すべき姿を明確にするための基本構想の策定に向けた協議を進めているところでございます。

協議会の構成といたしましては、私、健康福祉部長と寒河江市副市長、両病院の病院事業管理者等で構成され、基本構想案の検討調整を行う運営委員会を核といたしまして、専門事項を調査検討する三つの部会を設置いたしました。具体的に申し上げますと、病床規模や診療科構成などを検討いたします医療機能部会、運営形態や人員計画などを検討いたします総務管理部会、そしてこの二つの部会を取りまとめ、施設整備などを検討する合同部会の三つから成っております。これら運営委員会や部会での検討を踏まえまして、知事と寒河江市長で意思決定を行っていく体制としたところでございます。

今年度のスケジュールとしましては、既に六月中旬から部会での検討を随時進めてきており、年内に各部会を延べ十回ほど開催し、議論を深めていくとともに、検討の参考とするため、七月上旬以降に山形大学医学部や西村山地域の開業医等へヒアリングやアンケート調査を行う予定でございます。各部会での協議・検討を踏まえまして、十二月末をめどに開催する第二回運営委員会におきまして、基本構想案として取りまとめ、公表し、パブリックコメントを行ってまいりたいと考えております。

加えまして、昨年度の検討会におきましては、管内の首長の皆様方から「地域の意見を十分に聴いてほしい」という御要望も頂戴いたしましたので、検討過程では、医師会や西村山四町をはじめ、看護や福祉分野などの関係機関と丁寧な意見交換も行っていく予定としております。

こうした検討過程を経まして、今年度末には協議会を開催し、知事と寒河江市長の出席の下で意思決定を行い、基本構想を合意決定し、次年度の基本計画につなげてまいりたいと考えております。

県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編につきましては、現病院の設置者であります県及び寒河江市はもとより、地域住民の皆様にとっても極めて重要な課題であると認識しております。県としましては、持続可能で充実した西村山地域の医療提供体制を構築できるよう、新病院の整備に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 今年の十二月に第二回目の運営委員会ということで、おおむねの中身を決定しながらパブリックコメントを行って基本構想をつくっていくということで、順調に進める、進めるというか進んでいくんだろうなという感覚を受けたところであります。

新病院は、西村山においては、令和十三年度に開院というふう聞いております。これは早ければということになりますけれども、基本構想をしっかりと作り込んでいただいて、そして来年度の基本計画ということで進んでいただければなというふうに思っております。

それでは、続いて北村山地域の地域医療の現状について伺ってまいりたいと思います。

今画像出ているのが北村山公立病院の三十周年記念誌になります。(画像を示す)四十周年記念誌もあるんですが、三十周年記念誌になります。

北村山地域においては、基幹病院として北村山公立病院があります。これは御案内のとおりであります。この病院は、東根市、村山市、尾花沢市、大石田町の三市一町で構成する一部事務組合にて運営しており、急性期医療や救急医療の拠点として、その役割を大きく果たしているものであります。しかし、築五十年が経過し老朽化していること、また、法改正や度重なる施設基準への対応など、今後においても地域の基幹病院であるため、新病院整備を検討する必要があると判断し、令和五年に北村山公立病院新病院整備基本構想が策定されたところであります。

今日は、北村山公立病院の三十周年記念誌から、病院が産声を上げたときの話を御紹介させていただきたいと思っております。

昭和三十六年九月十八日、百八十八床あった日本赤十字社東根病院が廃止されました。この二日後、日赤山形県支部長でもある当時の安孫子藤吉知事から工藤恒太郎東根市長宛てに、地元三市一町で協力して、旧日赤東根病院の施設や設備を利用して総合病院を開院してほしい旨の要請がありました。

十一月には三市一町の合同議員協議会が村山市役所で開かれ、北村山地域での公的病院の必要性は認めるが、県立で運営するべきという意見が大勢を占め、県側に対して強力に働きかけることを決定。その後は、陳情団を結成して県庁を訪れ、県及び県議会厚生常任委員会に陳情しましたが、県の財政事情や、近隣に同じ規模の県立河北病院があること、そして、県としてもできるだけの援助をするので地元で再建してほしいとの態度を変えなかったため、県立病院案は実現を見なかったということであります。

昭和三十七年九月十一日、病院使用許可を受け、一般病床六十二、伝染病床三十六の合計九十八床、職員四十七名を採用しまして、十月一日に開院いたしました。その後は、建物の老朽化と敷地の狭隘により昭和四十八年に現在地に移転し、設備の強化を図り現在に至っております。また、この移転時には、県立リハビリテーションセンターも併設され、山形県も関わっていた時期があるわけでありまして、しかし、平成十二年四月一日には北村山公立病院に無償

譲渡されております。

このように、北村山公立病院の成り立ちを振り返ってみますと、東根、村山、尾花沢、大石田の三市一町のみならず、県も一部関係していた時期があるということが分かります。

本年は新病院整備基本計画を策定する予定となっておりますが、北村山の地域医療が持続可能なものであるために、県としても何らかの関わりを持って一緒に考えていく必要があると思っております。

まずは、北村山公立病院を運営する三市一町と県が、北村山地域の未来の医療を支える新病院の整備に向けて意思疎通を図れるような場面をつくり出していくことが大事ではないかと思っております。

柴田健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 北村山の地域医療についてお答え申し上げます。

北村山地域の三市一町で構成します一部事務組合により運営されている北村山公立病院は、北村山地域における唯一の救急告示病院であり、地域の医療を支える重要な基幹病院であると認識しております。一方で、病棟の一部が築五十年を経過するなど、施設設備の老朽化が著しいと承知しております。

こうした状況を踏まえ、構成市町をはじめ、地区医師会、山形大学の学識経験者などで構成される北村山公立病院新病院整備基本構想検討委員会が令和五年二月に設置され、この検討委員会には県の担当課長も加わり、計四回の協議経過等を踏まえ、昨年八月に北村山公立病院組合において新病院整備基本構想が策定されたところでございます。

この基本構想では、新病院整備に向けた想定スケジュールも示されており、今年度中に基本計画が策定される予定と承知しております。北村山公立病院では、院内のみの体制による整備基本計画策定検討会議が設置されておりまして、昨年の基本構想で示された病床機能や病床規模、想定延べ床面積、概算事業費、整備手法などについて検討がなされるとされております。

病院は、県民の皆様の命と健康を守るための重要なインフラであり、北村山地域の医療提供体制を持続可能なものとしていくため、構成市町と県が認識を共有することは大変重要であると考えております。

一方、病院の改築整備は、設置・運営する自治体にとりまして、後年度に及ぶ多額の財政負担を伴うものとなります。このため、県としましては、人口減少や高齢化が進み医療ニーズが変化していく中、まずは、新病院に関する重要事項について、構成市町の各首長や担当課などで構成する協議の場などにおいて、しっかりと地域の実情を踏まえた議論を行っていただくことが大変重要であると考えます。

その上で、県の財政運営も厳しい状況にはありますが、北村山地域において必要な医療提供体制が持続的に確保されるよう、県としましても、こういった対応ができるのかをしっかりと検討してまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

協議の場をつくっていただいて意思疎通を図っていただけるというような御答弁をいただいたと思っております。財政支援に関しましても前向きに考えていただけるものと思っております。

三市一町から山形県に、北村山公立病院の新病院整備に関する支援について重要要望が提出されていることかと思えます。北村山の地域医療の形はどういったものが理想なのか、三市一町と県が同じテーブルで話し合う機会が非常に重要になってくるというふうに思います。今年は基本計画を策定するところまで来ておりますが、私個人的には、基本計画は来年まで延ばしてもいいんじゃないかと、もう一度しっかり話し合う場面をつくっていいんじゃないかなというふうにも思っております。

北村山は、今、九万人の人口がおります。この九万人の医療体制が持続可能でしっかりと守っていただけるような形をつくるためには、北村山公立病院というのは欠かせないものでありますので、ぜひこの辺をよく考えていただきながら、協議の場の創出に向けて一丸となっていいただければなど、このように思っております。

柴田部長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、高齢者福祉の在り方について伺ってまいりたいと思います。

六月二十一日に政府が二〇二四年版高齢社会白書を閣議決定したというニュースがありました。六十五歳以上の高齢者のうち、親しい友人がたくさんいると答えた人の割合は七・八%と、二〇一八年度に実施した前回の調査の二四・七%から十六・九ポイント減少したことが盛り込まれ、独り暮らしの高齢者が今後増加すると見込まれる中、「望まない孤独・孤立に陥らないようにする対策の推進が必要だ」と指摘されております。

そんな中ではありますが、近年、厚生労働省では、高齢者の「通いの場」を推進しております。通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画して、触れ合いを通じて生きがいがづくり、仲間づくりの輪を広げる場所になり、地域においては介護予防の拠点にもなるわけであります。

私自身も、コロナ禍に地元東根市において通いの場の立ち上げに携わった経験がありますが、数人が集まって百歳

体操などの軽運動をしたり、また料理などの趣味活動、耕作放棄地を活用した農業など、高齢者であれば誰でも参加することができて、無理なく楽しみながら通うことができるというのが特徴であります。

また、コロナが落ち着いて、いきいきサロンなども復活してまいりまして、各市町村の各地域において活発に開催されているものと捉えておりますが、本県における高齢者の居場所づくりなどの現状についてどのように捉えておられるのか、もう一度柴田健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 高齢者の居場所づくりについてお答え申し上げます。

県内の六十五歳以上の人口は、令和五年十月現在で三十六万一千人ございまして、高齢化率は三五・二％となっております。今後も、独り暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加が見込まれますことから、介護サービス事業者をはじめ、NPOや民間企業、ボランティアなど、多様な主体が連携して、地域における見守りや支え合いの体制を充実強化していくことが極めて重要と考えております。

このため、県では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、今年三月末に策定いたしました「やまがた長寿安心プラン」におきまして、健康づくりの取組の強化や、先ほど委員からも御紹介ありました「通いの場」での介護予防などに取り組みますとともに、住民主体の生活支援サービスの充実を目指すこととしております。

県内におきまして、住民主体の通いの場は、令和五年三月末現在、約千七百か所ございます。いわゆる通いの場の多くは、主に体操などの運動、あと趣味の活動などを行っておりますけれども、最近では、若い世代との交流ですとか、健康増進にもつながりますeスポーツを楽しむところも開設されております。

特に、県では、コロナ禍であっても持続可能な通いの場の新たな運営手法を探りますため、令和三年度から五年度までの三年間において、「デジタルを活用した『通いの場』モデル事業」を九つの市町村で実施したところでございます。具体的には、高齢者の方が御自宅や公民館からオンラインで通いの場に参加しまして、百歳体操ですとかラジオ体操などの運動や、タブレット上の画面共有機能を活用した写真大会、あるいはスマートウォッチを活用したウォーキング大会なども行われております。今年度につきましては、このモデル事業を踏まえて作成した「デジタル通いの場 導入手引書」を周知しまして、県内市町村に広く有効活用していただくよう展開してまいります。

いずれにしても、元気な高齢者の方が通いの場や生活支援の担い手として社会的な役割を持つことは、生きがいつくりや介護予防にもつながりますので、県としましては、引き続き高齢者の居場所づくりの取組を推進することにより、元気な高齢者の社会参加、ひいては介護予防の推進に努めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

通いの場が県内に千七百か所あると。これすごいなと一瞬思ったんですけども、通いの場というのは、二人三人でも一つの通いの場というふうにかウントします。まだまだ増えていってもいいんじゃないかなと思うところでありまして、そういう意味では、通いの場の導入手引書なんていうのが配られるということでありましたので、大変いいことだなと思って期待をしております。

私これ、市議会のときに地域包括支援センターさんと一緒になって通いの場立ち上げに携わったことがあるんですけども、eスポーツなんていうのも、「太鼓の達人」とか、非常に脳にもいい、体にもいいということで、eスポーツと高齢者なんていうマッチングもすごくいいというふうになっております。

また、ある小学校と高齢者の通いの場をつなぎまして、オンラインで——コロナ禍のときだったので子供たちと交流ができないということで、子供たちが事前に手作りのプレゼントを高齢者の施設にお渡ししておきまして、オンラインのビンゴ大会なんていうのも開催させていただいたところでした。非常に盛り上がりがまして、画面上ではあるんですけども子供たちと触れ合うことができたなんていう事例もありましたので、ぜひ参考にしていただければと思います。人生百年と言われる時代でありますので、年を取っても生きがいを持って心豊かに過ごせるように、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

では、簡潔にいきたいと思います。老人クラブの活動について伺ってまいります。

山形県老人クラブ連合会ですけれども、愛称を「きららクラブ」といいます。「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をメインテーマに、住み慣れた地域を活動の拠点として、高齢者同士が定期的に集まり、健康づくりや交流サロンなどの自主的な活動を展開しております。

しかし、県内のクラブ数、会員数の推移を見ますと、減少の一途をたどっております。クラブ数は平成三年がピークとなり二千百一クラブ、会員数は平成八年がピークとなり十二万五千八百二十九人でしたが、今から十年前の平成二十五年には、クラブ数が千三百一クラブ、会員数が五万八千六百十三人と半減。昨年の令和五年には、八百二十三クラブ、二万七千五百七十四人にまで減少しているという状況であります。

老人クラブは、老人福祉法第十三条第二項において、地方公共団体から公的補助金を受けて活動しているわけですが、県として山形県老人クラブ連合会の現状をどのように捉えているのか、柴田部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 老人クラブにつきましてお答え申し上げます。

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者御自身の自主的な組織であり、地域のニーズに応じた様々なボランティア活動を実施するなど、高齢者の生きがいと健康づくりを進めており、高齢者同士が支え合うという大切な役割を期待されております。

県ではこれまで、単位老人クラブをはじめとしまして、市町村老人クラブ連合会や山形県老人クラブ連合会が展開している社会活動に対して助成をしております。こうした中、県内の老人クラブの会員数ですけれども、今、委員から御紹介ありましたように減っております。毎年三千人程度ずつ減少を続けております。加入の対象となります六十歳以上の人口に対する加入率ですが、ピーク時の昭和五十四年度には五六・四%でありましたが、令和五年度は六・四%まで減少している状況でございます。

また、県老人クラブ連合会からは、働く高齢者の増加や単位老人クラブの解散による会員数の減少、価値観や趣味などが多様化する中でどのような役割を担っていくかなどの課題があるとお聞きしております。

今後、高齢化がさらに進展する中、県老人クラブ連合会には、元気な高齢者の方が地域社会の担い手として生き生きと御活躍できるよう、その大切な役割を担っていただきたいと考えております。

このため、県としましては、新規会員の加入の取組や高齢者の知恵や経験を生かした事業の実施など、県老人クラブ連合会から今後よくお話を聞きながら、共に検討し、県としてどういった対応ができるのかをしっかりと考えてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

時間もないのであれですが、老人クラブというのは、社会の変化によって役割が薄れてきているのではなく、組織としての意義や価値が下がっているのではないのでしょうか。今後ともしっかりお支えをしていただくようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○柴田委員長 高橋弓嗣委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

松井愛委員。

○松井委員 おはようございます。県政クラブの松井愛でございます。二月定例会に続き、質問に立たせていただきます。

様々な生きづらさを抱えている人たちや孤独を感じている人たち、生きていくのをやめようと思っているようなそんな人たちのために、寄り添うような気持ちで準備をしております。本県の様々な取組がより効果的なものになるよう、そして、それらが人知れず苦しんでいる県民たちに届くことを願って、早速質問に入りたいと思います。

初めに、フリースクール等と連携した不登校児童生徒の支援について教育長にお伺いいたします。

コロナ禍による一斉休校、そして学校生活や家庭環境などの変化によるストレスから、不登校になる児童生徒数は年々増加しており、特に低学年の児童の不登校が増えています。

文部科学省が昨年十月に公表した令和四年度の小・中学校における不登校の児童生徒数は二十九万九千四十八人、前年度二十四万四千九百四十人であり、前年度から五万四千八百八人、率にして二二・一%増加し、過去最多となりました。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は三・二%で、前年度二・六%を大きく上回っております。本県においても不登校の数は年々増加しており、令和四年度の調査では、小学生六百八十五人、中学生千三百八十八人、高校生五百八十八人となっております。

昨年、山形市のNPO法人「クローバーの会@やまがた」が山形県内における不登校・不登校傾向がある小・中学生がいる御家庭などを対象に行ったアンケート調査によりますと、不登校の子供の九〇・四%が自宅で過ごしていると回答しており、学ぶ機会や人とつながる機会を持たずに孤立している子供たちが多く存在していることが明らかに

なりました。

学校以外の場において居場所や多様な学習活動を提供する民間のフリースクールは、不登校の児童生徒にとって重要な選択肢の一つになっているものの、平成二十七年実施の文部科学省調査によりますと、月額三万三千元程度の利用料が必要であるため、経済的な理由から通所できずにいる子供たちも多く存在しています。

こうした中、全国各地でフリースクール等へ通所する子供たちへの支援が始まっています。東京都では月額二万円、三重県では一万五千円の補助を出しており、富山県、鳥取市、鎌倉市、草津市、別府市などでも同様の支援を行っています。

昨年度の子育て支援・生涯活躍対策特別委員会では、国に対し「不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を提出し、フリースクール等を利用する児童生徒の負担軽減を求めています。昨日、関委員の答弁にありましたとおり、現在、文部科学省において調査研究が進められているとのことでありますので、支援制度が早期に創設されるよう、強く希望いたします。

このように不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、フリースクール等と連携した支援を進めていくことが必要と考えますが、県教育委員会におけるこれまでの取組と今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 フリースクール等と連携した不登校児童生徒への支援について答弁申し上げます。

不登校の原因や背景は多様でありますことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうようにするためには、学校や教育支援センター、フリースクールなど不登校児童生徒の支援に携わる関係機関が児童生徒の情報や互いの役割を共有することにより、協力・補完し合いながら、児童生徒の多様な状況に対応した支援を行ったり、保護者の相談に的確に対応するなど、児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが重要だというふうに考えております。

このため県教育委員会では、これまで、これら関係機関にスクールソーシャルワーカーや児童福祉関係者などを加えました全県的な不登校児童生徒の自立支援ネットワーク構築検討会議でありますとか、県内四地区に地区ネットワーク会議を立ち上げまして、関係機関相互の理解促進を図りますとともに、連携による効果的な支援の在り方などについて意見交換を行い、課題認識の共有を図りながら、協力・連携する体制づくりを進めてまいりました。

また、学校における不登校児童生徒への支援につきましては、その在り方や進め方等を示した支援ハンドブックを作成し、全ての学校等に配付するとともに、関係機関を対象に研修会を毎年開催いたしまして、不登校児童生徒の支援に対する理解の促進やスキルアップを図ってきたところであります。

今年度は、これまでに蓄積した支援の好事例を共有するため、支援ハンドブックを改定いたしまして、全ての学校等に配付して支援の充実を図りますとともに、地区ネットワーク会議や県教育委員会が開催いたします研修会で活用してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒の社会的自立が実現できますように、引き続き、学校、フリースクール等関係機関の連携協力による取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 今いろいろと県としての取組をお伺いいたしました。

その中で、不登校支援のゴールはどこにあるかということや共有することが大事だと私は思っているんですね。私もこれまで不登校支援に長らく携わってまいりましたがけれども、例えば、毎日学校に行っているけれども土日に遊ぶ友達がいないとか、真面目に登校しているけれどもなかなか自発的な行動がない、そういう人のほうが実はその後ひきこもりになったりするリスクが高くて、学校に今来ているかどうかよりは、誰かと関わりがあるか、こういう視点ですごく大事なんですね。いろんな不登校の子供たちを見てまいりましたがけれども、どこかにつながる、そして誰かと関わっているということや途切れさせない、これが支援においては一番重要だと私は実感しております。

そうした意味で、登校日数にカウントなるかどうかということ、いわゆる民間のフリースクール、様々な教育機関に通ったことを学校長が登校日数にカウントするかどうかという判断は、各学校で判断されていると思うんですけども、そのときの視点として、たとえ周りから見てゲームをして遊んでいるように見えたとしても、そのゲームを通じて誰かとコミュニケーションを取っているんですとか、先ほどeスポーツの話もありましたが、ゲームが悪なんではなくて、いろんなツールを使って誰かとつながり続ける、ここに主眼を置いた支援というものを取り組んでいかなければ、学校に来ているかどうか、そういった目先のところにだけ力を注いでしまって、本当に必要な支援が届かない、そんなふうに思っております。

そして一方で、経済的な理由から通いたい場所に通えないという現状があってはならないと思っているんですね。とにかく今、様々な理由で経済的に苦しい家庭も多いです。その経済的な格差が子供の成長を進めるか止めるかの格差につながってはいけないと思っています。

先ほど申し上げましたように、東京ですとか三重ですとか、各自治体で独自にフリースクールの通所の支援制度を創設されています。私も、そろそろ本県でも独自の支援制度を創設すべきタイミングではないかなと思っています。国に対して要望すると同時に、やっぱり今苦しんでいる人を助ける、この視点は本当に重要です。たとえ五千円であっても、その金額の多寡ではなくて、不登校をしている子供そして保護者に温かなエールを送るような意味で、県としての独自の制度を創設する。そうした英断をぜひとも行っていただきたいということを要望しまして（発言する者あり）——じゃあ現段階での思いを教育長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 今、松井委員からお話ございましたように、子供さんたちがその長い人生をしっかりと生き抜くためには、やはり社会とのつながりというものをどのような形で続けることができるか、確保できるかということは極めて重要なことだと思います。その中で、フリースクールが学校以外のところでそういう社会的なつながりをつくっていくということは、極めて大事なことだというふうに思いますので、それに伴いまして経済的な負担が生じているということで、昨日も御質問ございました。

国のほうで——義務教育の世界ということで、国として一定の調査を行っておりますので、その調査、状況というものをまずは注目していくということになりますけれども、県としてどのようなことができるか、状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 御答弁ありがとうございます。

これは本当に、いろんな側面から考えなきゃいけないテーマだとは思いますが、今苦しんでいる人たちを支えるというふうなその県の姿勢が見たいなと私は常々思っております。内部で調整いただいて議論を前に進めていただくことをお願いしたいと思います。

教育長、ありがとうございます。

それでは次の質問に移りたいと思います。香害について、香りの害についてお伺いしたいと思います。

まず、健康福祉部長に、香害の周知啓発について質問いたします。

ジャスミンやキンモクセイなどの花の香り、そしてレモンやグレープフルーツなど果物の香り、キャラやビャクダンなど木の香り。長い歴史上、いい香りは生活を彩るとともに、心と体を癒やすものとして愛されてきました。その一方で、近年、人工的な香りの害いわゆる「香害」に苦しむ人たちが増えています。香害とは、柔軟剤や消臭剤、化粧品などに含まれる人工香料いわゆる化学物質によって頭痛や目まい、吐き気などの健康被害が生じることと言われており、最近では、この香害が原因となって、化学物質過敏症を発症する人もおります。

二〇〇九年十月に正式に病名として診断が下るようになった化学物質過敏症は、何らかの化学物質を体内に取り込んだ結果、その化学物質に過敏状態になり、様々な症状が現れる病気であります。国や自治体でも啓発活動を行っているとは承知しておりますが、まだまだ香害への認識は高くありません。

先日、山形市を中心に活動されている「香害を考える親の会」の皆さんと意見交換を行いました。本県でも香害に苦しむ人たちがたくさんいるものの、香害についての認識が広がっていないことや、嗜好の問題だと矮小化されがちなことなどから、声を上げられず苦しんでいるとの声がありました。

香害についての周知を強化し、香害に苦しむ県民を孤立させないための取組が重要と考えますが、健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

委員からお話のありました化学物質過敏症につきましては、医学的に申しますと、アレルギー疾患と薬物中毒双方の特徴を備え、ごく少量の化学物質に過敏に反応し、頭痛、倦怠感、疲労感、呼吸困難などの様々な症状を起こしたり、低濃度でも長期間さらされますと体内に蓄積され、慢性的な中毒症状を来すとも言われております。

原因となる化学物質は多岐にわたります。発症の仕組みはまだ十分解明されておらず、診断も非常に難しいとされております。中でも香料が含まれる柔軟剤や洗剤、香水などにより症状が誘発される場合に、いわゆる「香害」と呼ばれるようになったと承知しております。

発症を予防するためには、接触する原因物質の量をできるだけ少なくする必要があるとされておりまして、周囲の理解が不可欠となります。

このため、まずは県民の皆様で香害に困っている方がいることや化学物質過敏症という疾患を知っていただくことが重要であると考えておりまして、県では、消費者庁などが作成した啓発ポスターを県のホームページに掲載しております。その上で、県民の皆様には、広報媒体を通して、公共の場など多くの方が集まるところにおきましては化学物質の香料を含む製品の使用について配慮していただくようお願いしてまいります。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 今御紹介ありましたが、まだまだ周知が足りないと思っております。

花粉症と同じように突然発症するというのがこの化学物質過敏症の怖さだと伺っております。そして、今お話にもあったとおりなんですけれども、一度発症するともう僅かな量でも症状が出てしまう、こんなふうに聞いております。

欧米諸国では取組がかなり進んでおりまして、例えばアメリカの疾病対策センターにおいては、施設内における香りつき製品の使用を禁止するすとか、ホームページには、職場における空気環境をよりよい状態に保つことは職員の健康と仕事の効率を維持するための予防的措置であると明記されているなど、香りについてかなり力を入れて取り組んでいる。そして一方で、公共施設や学校、病院などにおいては、フレグランス・フリー・ポリシーといって、香りつき製品の使用を自粛することを呼びかけていると。匂いに敏感な人、アレルギー反応を起こす人など健康弱者に対する配慮というふうに捉えておるところであります。

今のお話にあったとおり、柔軟剤というのが、今、香りという部分に乗って、かなり消費というか購買も高まっていると思うんですけれども、その中にあるマイクロカプセルが健康被害、そして環境の汚染、これかなり問題になっていると承知しております。個人の行動というところをどこまで制限できるかと、また別な議論になると思いますけれども、困っている人がいるということをまず知ってもらうことから始めなければいけないと思いますので、県の今のその取組を強化する方向でお願いしたいと考えておるところであります。

そして、山形県内の化学物質過敏症の方々の声として、診てくれる専門医が山形県にはいないので困っているという声もあります。そうしたその専門医の偏在というところも検討テーマに入れていただきながら当事者を支えていただきたいと、そんなふうに思っております。

部長、ありがとうございます。

同じ香害についてなんですけれども、今度は教育長に、学校現場の現状についてお伺いしたいと思います。

先ほど御紹介いたしました「香害を考える親の会」の皆さんからお話を伺った中では、学校現場でも香りによる健康被害が問題になっておりまして、教室内に充満する香りに耐えられず苦しんでいる生徒もいるというふうに伺っております。例えば蕁麻疹とか頭痛、吐き気、そういった身体症状が出て、学校に通うことができなくなっているという事例も伺っております。

まずは安心して学校生活を送れる環境づくりのための実態把握は今どんなふうになっているのか、この実態把握について取り組んでいただきたいと、そんなふうに考えておりますけれども、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 香害につきましては、ただいま健康福祉部長の答弁にもございましたが、発症の仕組みはまだ十分に解明されておらず、診断も非常に難しいとされております。このようなこともありまして、国会でもいろいろ議論もなされているようですが、文部科学省におきましてもいまだ実態調査がなされていないという状況になっております。

このような中、県教育委員会では、文部科学省からの要請を受けまして、消費者庁など五省庁によるポスターを各学校に送付し、香りで困っている人がいることへの理解でありますとか、香りの感じ方には個人差があるということについて、まずは啓発を図っているところであります。

学校現場に確認したところでは、体調不良を訴える児童生徒の中には、香りなどによって気分を害したり、目まいが生じたりして保健室に来室する場合もあるようです。このような場合には、養護教諭が状況を詳しく聞き取りを行いまして、保健室等で症状が改善するまで休養させたり、教室等の換気を頻繁に行ったり、座席を配慮するなど、状況に応じて丁寧に対応しているところであります。

今後は、養護教諭や教職員の研修会等の場において、香害に係る学校現場の実例について紹介し、香りによって体調不良を訴える児童生徒が実際にいることや、訴えや症状に応じて適切に対応するよう改めて指導等をしてまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 実際、相談もあるということ伺って、やっぱり苦しんでいる人たちが県内各地にいるんだなということ改めて実感したところであります。

そして、私の周りでこの香害に関する知識がどれぐらい広がっているのかなということで、いろいろな子育て中のママたちに聞いているんですけれども、学校ですとか保育園から配付される保健便りなどに香害について知っていますかというような記述があって、最近よく目にするようになったよというふうな意見も伺っております。こうしたいろんな手を使って、あの手この手で香害ということの存在をまず知ってもらうことが重要であると実感しております。

例えば一つ事例を申し上げますと、兵庫県宝塚市教育委員会では、市立の小・中学校の児童生徒の全保護者を対象に香害に関するアンケートを実施しまして、結果を公表していらっしゃいます。8%が人工香料により子供が体調不

良を起こしたことがあると回答していらっしゃるそうです。香りによる健康被害を受けている児童生徒が一定数いるということが判明したと、そんなふうな情報を提供していただいております。

「気のせい」だとか「敏感過ぎる」「好みの問題」など、そんな言葉をかけられて当事者が苦しんでいるということを、まずはその苦しみに耳を傾けることから始めてほしいと思います。学校というのは、なかなかそのほかの人への異議申立てができにくい空間だと思いますので、養護教諭の先生が存在ですとか、そういった適切な対応ができる知識を持った職員が学校にいるということはとても大事だと思っております。

そして、香害についていろんな勉強をしている中で、先ほども御紹介した親の会の皆さんから、テレビ放送された香害に苦しむ学生のドキュメンタリーを見せていただきました。その生徒はちょっとした香りでも身体症状が出て、朝もう起きられない、そこまでひどい症状が出てしまうと。香りというものの感じ方の個人差はあるものの、化学物質というものを摂取するこの環境そのものをもうちょっと考えていきたいと、そんな思いでおりますので、ぜひとも学校現場での周知啓発と実態把握に努めていただければと思っております。よろしく申し上げます。

教育長、ありがとうございました。

続きまして、ひきこもり等の困難を有する若者の実態と県の取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いしたいと思います。

ひきこもりという言葉は、今では広く普及し、認知されています。ひきこもりは、コンディションつまり状態を指し、病気や疾患とイコールではないものの、「働かざる者食うべからず」というような厳しいまなざしが根強く、当事者とその家族を孤立させ、必要な支援につながらないことで長期化・深刻化するケースも少なくありません。

本県では、子ども・若者育成支援推進法の制定を受け、長期にわたるひきこもりなど社会参加に困難を有する若者等について、平成二十五年度から五年ごとに、地域の実情に通じている民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象としてアンケート形式の調査を実施しており、令和五年十月から十二月に第三回目の調査が行われ、結果が公表されたばかりであります。

本調査では、困難を有する状況にある方は、前回調査の千四百二十九人から千二百八十八人に減少していることが明らかになりました。令和四年度の内閣府の調査では全国のひきこもりの出現率は増加していますが、本調査における本県の出現率は横ばいとのことでした。

本調査は、社会参加に困難を有する若者等に対するさらなる支援の充実に役立てるための基本的なデータとして活用することを目的として承知していますが、調査で得られたデータを基にこれまでどんな取組を行ってきたのか、その成果と課題についてどのように認識されているのか、そして今後の取組の方向性も併せて、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 困難を有する若者の実態と県の取組についてお答えいたします。

ただいま委員から御紹介がありましたとおり、県では、ひきこもりやニートなどの社会参加に困難を有する若者等の状況を把握し、さらなる支援の充実に役立てるため、平成二十五年度から五年ごとに調査を行っておりまして、昨年度、第三回の調査を実施いたしました。

過去二回の調査では、困難を有する方のうち約半数を十代から三十代の若者が占め、また、総合相談窓口や支援団体の充実、支援を求める方への周知を望む声が多く出されたところでした。

こうした意見を受けまして、県では、平成二十六年六月からNPO等との協働により、県内四地域に八か所の若者相談支援拠点を設置し、相談窓口の開設や関係機関との連携強化、居場所づくり等、困難を有する若者やその家族に対しまして安定的に支援を行うことができる体制づくりを進めてまいりました。さらに、支援拠点の紹介リーフレットや、健康福祉部と連携して「ひきこもり支援ガイドブック」を作成し、周知にも努めてきたところでした。

このたびの第三回調査では、コロナ禍の影響等により不登校の生徒が増えた状況を反映して、十代の出現率が前回調査の約二倍となりましたが、二十代及び三十代においては、実人数、出現率ともに減少し、その結果、十代から三十代の若者の占める割合は全体の四割を下回りました。若者相談支援拠点の設置等により相談・支援体制が整ったことや、利用者数が年々増加するなどその活用が進んできたことなどもこうした結果につながっているものと考えております。

一方で、課題として、不登校の子供に対し居場所の提供や学習支援等の活動を行うNPOやフリースクール等の充実や、自宅から通える範囲の相談窓口・支援機関の拡充を求める意見を多くいただいたところでした。また、困難を有する期間が十年以上の方が全体の四割を占めるとともに、四十代以上が半数以上を占めている実態も明らかとなりました。

ひきこもり等の長期化・高齢化を防ぐためには、十代などのできるだけ早い時期に相談を受け、状況や段階に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。

このため、県としましては、関係機関のさらなる連携や研修等の実施による支援員のスキルアップなど、支援拠点における対応力の強化を図るほか、相談・支援がより身近な場所で受けられ、多様なニーズにも応えられるよう、体制の一層の充実に向けて、今年度策定予定の山形県こども計画においても、支援拠点の機能強化等についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

引き続き、困難を有する若者や御家族の声を丁寧にお聞きし、自立に向けた一步を踏み出せるよう、寄り添った支援に努めてまいります。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 今御紹介いただきました若者相談支援拠点なんですけれども、これは、先ほども申し上げました子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターという位置づけになっていると承知しております。

山形県の取組は、実は他県と比べてかなり充実しているんですね。隣県各地のセンターの設置状況を調べましたところ、これはこども家庭庁がホームページ上で公表しているんですけども、例えば、岩手県ですとか宮城県、秋田県がいずれも二か所ずつ。本県の八か所というのは本当に飛び抜けて多い数だと思っております。しかも、この事業は県費で行っていると伺っております。県内四地区にそれぞれバランスよく配置されているという点、そして、その地域の実情ですとかニーズに応じた活動をもともと行っていた団体さんを活用しまして拠点にしているという点も非常に高く評価できる事業だと思っております。これ、全国的にもかなり注目が高くて、そもそもこの民生・児童委員さん等々を活用した全県的な調査というのはすごく注目が高かったですし、その中で見えてきた課題を基にいろいろと手を打っていただいているということも、今承知いたしました。

私は、この若者相談支援拠点の在り方を考えたときに、まずそこに何人来ているかとかという数値的なものではなくて、社会の中に、困ったときに立ち寄れる場所があるとか、ちょっと誰かと話したいとか誰かとつながりたいと思ったときに立ち寄れる場所がこの地域にあるということそのものが本当に大きな意味をなすと私は思っております。

例えば、暗い海での灯台の明かりのように、たとえ今行けなくても、あそこにあるだけで救いになる、支えになるという人がたくさんいます。私も居場所づくりの活動で、つながるまでに半年、一年、二年かかったという若者たちともたくさん出会ってきました。いつか元気になったら一步踏み出すぞと、あそこに通うんだ、そんな声も伺ってまいりました。そして一方で、通っていた人たちがまた違う足場を見つけてその拠点から離れたとしても、また何かつまづいたときに、あそこがあるから頑張れるとか、何かあったらあそこに行こうというふうに関心の支えにしながら生活しているという話も聞かれました。そうした意味で、社会における階段の踊り場ですとか、マラソンにおける給水所のような、そんな場所がこの地域にあるということは本当に大きな支えになると思います。

居場所がある、そして誰かとつながれる、そうした拠点があるというのは、本県におけるユニバーサルデザインとして、ここ二十年取り組んでこられたと思っております。この取組をしっかりと強化して継続していただきたいと思っております。

そして、今のお話にありましたその調査結果において、先ほど教育長にもお伺いしましたがけれども、不登校の子供の数が増えているということと、この調査の十代以下の数が増えているというところはもう当然リンクしてくると思うんですが、そうした意味で、若者相談支援拠点というのは、厳密に言えば十五歳から三十九歳、行政用語における若者を対象にしているものですから、学齢期の子供が学校に通う代わりとして活用するということがなかなか難しいという点もあります。フリースクールの数を増やすというのはなかなか難しいと思うので、今あるその若者相談支援拠点の機能強化というのはすごく重要になってくると思います。

今、部長も答弁で言及されておりましたけれども、今現在、若者相談支援拠点というのは、お伺いしたところによると、人件費が一・五人分しかついていない。この現状、もちろん県費ですから、なかなか予算をつけるのは難しいとは承知しておるんですけども、やっぱり人がいて初めてその場というのは命が吹き込まれると、私はそう思っております。県費だけでなく、様々な国の支援制度も要求しながら強化に努めていただきたいと、そんなふうにも思っております。

部長、ありがとうございました。次の質問もありますのでお待ちください――

それでは次に、困難な問題を抱える女性の支援について、引き続きしあわせ子育て応援部長にお伺いしたいと思います。

女性は男性と比べて非正規雇用者が二倍であることや、性暴力被害の数が圧倒的に多いことなど、社会生活を送る上で様々な困難な問題に直面しやすい現状にあります。さらに、コロナ禍において、女性のDV相談件数や若年女性の自殺者数の増加、シングルマザーの失業率の上昇等、社会が不安定になると、そのしわ寄せが女性に押し寄せてしまうという課題も浮き彫りになりました。男女共同参画やジェンダー平等を目指しているものの、その道は遠く険しい状況にあると考えております。

今年四月から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、本県でも同法に基づく支援

基本計画が策定されました。これまで女性を支えてきたのは売春防止法を根拠とする婦人保護事業でありましたが、このたびの新法施行により、困ったことをする人を更生させるというニュアンスの管理的な支援から、一人一人の状況に合わせ、安心して自立して暮らしていけるような、女性の尊厳を大切にしたい支援へと転換していくことが期待されております。

策定された基本計画を見ますと、「困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らすことができる社会の実現」を基本目標にし、予防から自立まできめ細かな対応をしていくとのことですが、どのように施策を進めていくのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 困難な問題を抱える女性への支援についてお答えいたします。

ただいま委員から御紹介いただきましたように、様々な事情により困難な問題を抱える女性を幅広く支援することを目的としたいわゆる困難女性支援法の施行を受けまして、県では、本年三月に山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画を策定したところです。

この計画では、本県の現状から、女性の人権等に対する意識啓発の強化や相談しやすい体制づくり、関係機関・民間団体等との協働によるつながり続ける支援などを主要な課題と捉え、それぞれの課題に応じた施策を推進するとともに、特に力を入れる施策を重点取組事項として積極的に取組を進めることとしております。

具体的には、男女共同参画週間やDV防止啓発キャンペーンなどの機会を活用したPRや市町村等との連携した周知により、県民の女性の人権に対する関心と理解を深めるとともに、若年層に対し、自己がかけがえのない個人であることについての意識の醸成や啓発に取り組んでまいります。

また、困難な問題に直面した女性が、できる限り早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けられるよう、様々な媒体を活用して広く周知していくとともに、これまでの来所や電話による相談対応に加え、若者が気軽に利用できるようSNS等も活用してまいります。

さらに、支援を必要としながら声を上げられない、支援策の存在を知らないなどにより具体的な支援につながらない方への配慮も必要でありますことから、行政など支援者側から積極的に手を差し伸べるアウトリーチの手法等により、こうした女性を早期に把握し支援につなげられるよう、ノウハウを有する民間団体等と協働した取組を進めてまいります。

本計画により支援の対象となる方々のニーズは、福祉、保健医療、子育て、教育など多岐にわたっており、効果的な支援を行うためには、様々な関係機関との連携が不可欠であります。そのため、来月、これらの機関で構成する「困難な問題を抱える女性を支援するための支援調整会議」を立ち上げるとともに、県内四地域で順次地区会議を開催し、身近な地域における女性への支援が円滑に行われるよう、ネットワークを強化してまいりたいと考えております。

県としましては、計画の基本目標に掲げる「困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らすことができる社会の実現」に向けて、幅広く女性からの相談を受け止め、関係機関や民間団体等と十分な連携・協働を図りながら、包括的かつ継続的な支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 新しくコミュニケーションを取ったり、これからの方向性を検討するような場を計画されているということで、期待したいと思います。

この女性支援の中で、よく当事者だったり支援者から聞かれる声として、もちろん、DV被害者のように加害者からの追及を受けているようなそんな方々に対しては、身の安全を守るための施設、シェルターのような施設の充実も当然必要だと思うんですが、一方で、当事者からの声として、通勤通学などこれまでの生活を維持しながら、そしてつながれる施設、生活を一変させるのではなく、困っている部分を補完するような、補助するような、ふだんの生活の延長上に支援があるような、これまでの生活を切り離さずに済むような、そうした支援を求める声をよく聞きます。

例えばシェルターですと、そこに入所した人たちは携帯電話を預けたり、もちろんそれは身の危険を感じている人のサポート、保護を考えれば当然のことなんですが、そうしたシェルターを必要としている人とはまた違った角度での、先ほど答弁にもありましたとおり、つながり続ける支援、こういったものの視点がとても重要だと思います。

今、困り事というのは多様だと思います。いろんな形の困り事にどれだけ既存のものを活用したり、新たに構築したりということによって支えられるかというのは、みんなで知恵を絞らなければいけないんじゃないかなと感じているところでもあります。

そして自立という言葉なんですけれども、私は、自立の前に回復というものが重要だと思っています。もともと私たち一人一人には、幸せになる力もありますし、様々なことを生み出したり、アクティブに、そしてクリエイティブに生きる力がそもそも備わっていると私は思っているんです。その失われた自信をまずは獲得し、回復して、私でも大丈夫だ、できるんだというその回復の過程の中で、その先にあるのが自立だと思っています。

そして、その回復するためのツールとしまして、つながり、居場所、そうしたところが重要だと思っています。最近のテレビ、新聞等の報道でもありました、山形市内でも若年女性が気軽に集える、そんな居場所もオープンしたと私も伺っております。こうした民間の力もお借りして、活用しながら、その広がりをどんどん県として主導して広げていっていただきたいなと思っています。

今申し上げたとおり、回復するというのはどういうことか、そして自立とはどういうことか、当事者のそのステイグマ、いわゆる負の烙印を露呈させない形での支援というものを一緒に模索していきたいと思っております。そうした共感的なまなざしを持って事業展開をお願いしたいと思っております。

西澤部長、ありがとうございました。

続きまして、継続的な児童生徒の自殺対策の推進について健康福祉部長にお伺いします。

児童生徒の自殺者数が全国では二年連続で五百人を超えています。令和六年三月末に警察庁が公表した「令和五年中における自殺の状況」によると、令和五年は五百十三人で、初めて五百人を超え、過去最多だった令和四年の五百十四人とほぼ同数です。また、厚生労働省の人口動態統計によりますと、本県においても、十代の死因の第一位が自殺という状況が続いており、継続的な自殺対策が必要と考えます。

令和六年二月定例会予算特別委員会でも取り上げさせていただきましたが、令和五年度から取組を始めたSOSの出し方・受け止め方教育普及拡大モデル事業では、十の市町で、小・中学校十一校、児童生徒千七百七十五人に対し、大学教授等が講師となってSOSの出し方等の授業を実施し、アンケートの結果も好評と聞いています。悩みを抱えている側がSOSを発することで自殺に追い込まれるリスクを減らすとともに、自殺リスクに早期に気づき、SOSを受け止めて支える人材を育成する、非常に重要な取組だと高く評価しております。

警察庁の統計では、二十歳未満の自殺者数が全国で一番少なかった都道府県は本県で、一人となっております。厚生労働省が発表している人口動態統計の自殺者数も併せて見ていく必要はあるものの、児童生徒に対する本県での取組の成果が出てきているのではないかと捉えております。

自殺は、追い込まれた末の死であり、社会の努力で避けることのできる死です。かけがえのない命が失われることのないよう、児童生徒へのこうした取組を継続して行うことが重要と考えますがいかがでしょうか、健康福祉部長にお伺いします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 児童生徒の自殺対策についてお答え申し上げます。

警察庁の自殺統計によりますと、本県の二十歳未満の自殺者数は、令和元年以降の四年間は七名ないし九名の間で推移しておりましたが、令和五年は前年よりも大きく減少し、委員のお話にもありましたけれども、七年ぶりに一人となりました。

県では、令和五年三月に策定しました第二期のち支える山形県自殺対策計画におきまして、基本施策の一つに「児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進」を掲げております。令和五年度は、県立保健医療大学と連携しまして、小学生・中学生を対象としたSOSの出し方・受け止め方教育のモデル事業を実施しております。

少し詳しくお話申し上げますけれども、受講した七校の中学生へのアンケートによりますと、「悩んだりしてつらい気持ちのときに誰かに相談しようと思いませんか」という問いに対し「相談する」と答えた生徒は、受講前よりも約二割増加しております。また、三か月後に実施したアンケートにおきましても、多くの生徒が「相談する」と回答しております。事業の効果が一定程度継続しているものと捉えております。

さらに、昨年度に同モデル事業を実施していない市町村を主な対象としまして、今年度は、県内十市町の小学校三校、中学校七校において実施してまいります。このほか、市町村で独自に実施しているケースもございまして、今年度中には計二十四の市町がSOSの出し方・受け止め方教育に取り組む予定となっております。県内での取組が毎年広がってきております。県の計画では、令和九年度までに県内全ての公立の小中高校でSOSの出し方等に関する教育の実施を目標としておりますことから、アンケートの結果や事業の成果も含めまして、引き続き、市町村と情報共有しながら、取組の拡大を図ってまいります。

加えまして、この取組を普及拡大するためには、講師の確保・育成というのが極めて重要でありますので、昨年度から保健師や養護教諭等を対象に実際の講義の見学や研修等を実施しております。今年度は、より多くの方に参加していただき、講師が輩出されるよう研修機会を増やしているところでございます。

こうした取組のほか、若い世代にとって身近なツールでありますSNSのLINEを活用して気軽に相談できる窓口としまして、「こころの健康相談@山形」を令和三年九月から実施しております。

これまで有識者の方々からは、悩みを抱えたときに、どのような相談窓口があるのかを児童生徒に知ってもらって、必要な支援につなげることが重要である旨の御意見をいただいていることを踏まえまして、様々な悩みに関する相談窓口の情報を県のホームページに掲載するなど、若い世代のよりどころの周知に努めてまいります。

県としましては、今後も、市町村をはじめ学校や関係機関、NPO等と連携しながら、「誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県」の実現に向けまして、人に寄り添った自殺対策に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 松井委員。

○松井委員 今、これからの取組を含めて様々お話しいただきました。

おっしゃるとおり、このSOSの出し方の授業をできる講師の育成は本当に大事だと思っております。保健師の方々、養護教諭の方々、たくさんの方が学ぶことによって、私は、先生たち、保健師も養護教諭も含めてですけども、やっぱりいろんな様々な課題に向き合って、その授業を提供する側も疲弊していると思うんです。その方々自身がSOSの出し方を教えるということを経験することによって、自分自身もSOSを出していける。そういうところに全部つながっていくと思いますので、これはぜひとも力を入れていただきたいと思っています。

これ、私、力を入れていただきたい理由というのは、子供たちにSOSを出していいんだよというメッセージを定期的に継続的に出していただきたい理由の一つに、これは一生絶対続く大きな財産になると思うんです。今まいた種が五年後、十年後、絶対芽を出して実になると思うんですね。大人になったときに、自分が困ったときにSOSを出さず、そして困っている人がいたら助ける。この習慣を小さいうちから当たり前のものにするために、今力を入れて取り組んでいただきたいと、本当に、切に願います。

前回の二月の予算特別委員会でも申し上げましたけれども、ゲートキーパーの養成講座ですとか、支援窓口の周知とか、様々な力を入れていただいています。私たちが誰が一番支えられたいかといったら、やっぱり身近な人なんですよね。身近な人がいつも自分のことを支えてくれていると。周りにいっぱいゲートキーパーがいる、そして自分自身も誰かのゲートキーパーになれる、こういった環境を進めないと、幾ら窓口を増やして周知しても追いつかないと思うんですね。

人は、支援する側、される側、分かれては回復はしません。やっぱり自分も誰かのためになる、そして誰かに支えてもらっている、そういったお互い支え合いの環境を広めていくことによって、これは実は、本県の自殺率が下がるということは、他県から見て、どうも山形って自殺率が少ないらしいよ、生き続けたいと思えるような、思えるような、そういうあったかい県なんじゃないかということになって、県外から人を呼び込む力にもなり得ると思うんですね。

そして一方で、様々な、人口減少ですとか出生率の低下、この辺りの課題も大きく叫ばれておりますけれども、私は、今生きている人がどれだけ幸せに生きているか、これが人口の増減を本当に左右すると思っています。今いる県民が安心して生きられる、ここにしっかりと力を入れて手当てをして、その結果、女性が自分らしく生きられる社会になり、その結果として、子供を産みたい、あるいはこのまちを、この山形を離れない、そういったところになってくると思います。

国の事業でありますから、これからどんなふうに進めていくかというのは、もちろん国の動向も注視しながらではありますが、こうした山形県の強みとして、自殺者が少ない、生き続けたいと思えるまちなんだということを中心にできる、こんなチャンスにもなると思います。そうした点を共有いただきながら丁寧に事業を進めていただきたいと、そんなふうに思っております。

健康福祉部長、ありがとうございました。

最後の質問になります。

伝統野菜のさらなる振興について農林水産部長にお伺いします。

もつてのほか、紅大豆、赤ニンニク、温海カブなどの在来作物は、何十年、何百年という世代を超え、味や香り、歯応えや手触り、栽培方法や調理方法など代々受け継がれてきたものであり、まさに生きた文化財であります。

大量生産、大量消費という高度経済成長の時代、残念ながら失われてしまった在来作物が多くあるものの、山形大学農学部の江頭教授のレポートでは、二〇一七年現在で本県には百七十九種類の在来作物があるとされており、代々受け継がれてきたものを次の世代に残したいと願う方々の尽力により、県内各地域で多種多様な在来作物が守られ続けています。

本県では、こうした在来作物のうち、ある特定の地域で種を取りながら、戦前から栽培または利用され続けている野菜で、その土地に根づいた特色を持つ野菜を「伝統野菜」と定義し、パンフレット作成等の取組を通して普及拡大に取り組んできております。これまで、小松伸也議員、菊池文昭議員、石黒覚議員などが在来作物や伝統野菜について質問されており、先輩議員たちの働きかけが現在の本県の取組に大きく寄与しているものと感謝しております。

伝統野菜は、食べておいしいということだけでなく、世代を超えて受け継がれてきた歴史や伝統、気候風土、人々の暮らしといった、その伝統野菜の周辺にある物語が大きな魅力であります。その一方で、収穫量が少ないとか品質が均一でないとか、日もちがしない等の理由で流通ルートに乗せられず、手間と収益のバランスが経済的に見合わないことから、世代の交代とともに維持や継承が困難になってきている作物が増えつつあるのが現状です。

インターネットが普及したことにより自宅にいながら何でも買ってしまう時代になったからこそ、そこに行かなければ買えないものや、そこでしか味わえないものが人々を引きつけます。コロナ禍を経て、豊かさの再定義がなされている現在、伝統野菜の存在は、今後、これまで以上に重要な役割を担っていくものと考えます。

これだけの伝統野菜を有しているのは、本県の大きな強みであり、伝統野菜をさらに振興していくべきと考えますが、農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 伝統野菜のさらなる振興について御質問をいただきました。

本県の県内四地域には、特色ある気候風土に育まれ、地域の食生活や食文化と密接に関係する伝統野菜が数多く残されており。

伝統野菜には、比較的生産量が多く、全国に流通している品目、主に生産地域内で消費される品目、生産者一人だけの品目など、生産や流通の状況は様々であります。

ただちや豆は、最高級の枝豆としてのブランドが県内外に定着し、夏を代表する野菜の一つとなっています。また、森林の循環利用にも寄与する伝統的な焼き畑農法で栽培される「温海かぶ」、地理的表示制度GIに登録された「小笹（おざさ）うるい」、室町時代から一子相伝で受け継がれている「甚五右エ門芋」、上杉鷹山公が奨励した「うごぎ」など、それぞれの伝統野菜が独自の歴史、そしてストーリーを有しています。

県では、こうした個性豊かな伝統野菜のブランド化を目指して、平成二十六年度に「食の至宝 雪国やまがた伝統野菜」の統一名称を定め、現在八十七品目を認定して、認知度向上や販路拡大に努めております。

地域の取組の一例として、最上地域では、総合支庁と市町村で構成する最上伝承野菜推進協議会が中心となり、地域の伝統野菜を使った親子料理教室や、高校生が伝統野菜について学ぶ勉強会を開催するなど、地域でのさらなる認知度向上を進めております。また、伝統野菜のリーフレット「Mogami Food Catalog」を作成し、県内外のバイヤー等と生産者とのマッチングを図るなど販路の拡大に取り組んでおります。

また、若い世代に伝統野菜をつないでいく取組として、置賜総合支庁においては、大学生等を対象に、生産者や料理人の方々との交流を通して地域の農と食を学ぶ「okirakuキッチン」を実施しており、収穫体験や新しいレシピの考案といった伝統野菜を深く知る機会を提供するとともに、その活動をSNS等で広く発信しているところです。

こうした地域の取組に加えまして、県内外の料理関係者、飲食店関係者等三十三名の方を「食の至宝 雪国やまがた伝統野菜PR大使」に委嘱しまして、首都圏デパートでの販売プロモーションに御協力いただいているほか、PR大使が関わる首都圏のレストラン等で伝統野菜を使ったメニューを提供していただくなど、情報発信、販路拡大の取組を進めております。

県としましては、県内外を問わず、より多くの方々に本県の伝統野菜を味わっていただき、次の世代につないでいけるよう、生産者やJA、市町村、さらには流通業者や飲食店等との連携を強めながら、引き続き伝統野菜の振興に努めてまいります。

○柴田委員長 松井愛委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十分 休憩

午後 一時 零分 再開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

能登淳一委員。

○能登委員 自由民主党の能登淳一であります。今回質問の機会を与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

まず、能登半島地震から半年過ぎるわけでありまして、これから梅雨の時期でありますし、土砂災害等大変心配されること、それからまた梅雨が明ければ大変な高温の時期がやってくるのではないかというふうなことで、被災地に対する思いがますます深まるところでありますし、一日も早い復旧復興を望むところであります。

さらに、災害といえば今年のサクランボ。先ほど高橋弓嗣委員のお話にもあったとおり、異常気象が恒常化する中で、大変な高温による気象災害だと認識しております。来年は、サクランボ等果樹が植栽されて百五十年という節目の年を迎えるわけでありまして。「いちずに、かじつ。」、山形県の県民性、あるいはひたむきにこれまで努力してきた生産現場の思いをしっかりと表したフレーズだなというふうに思います。これまで培ってきた英知を結集して、官民ワ

ンチームで何としてもこの難局を乗り越えねばならないし、さらに、全国のトップブランドとして、全国一のサクランボ王国を今後とも誇っていかねばならないと改めて思っているところであります。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに、知事に質問させていただきたいと思います。県政における長期政権によるゆがみへの懸念についてであります。

これまで国政において、長期政権あるいは権力の集中に対する様々な批判があったわけであり、国政において就任年数を振り返ってみますと、吉田内閣は、第一次が昭和二十一年から昭和二十二年、その後、第二次から第五次までは昭和二十三年から昭和二十九年まででありました。佐藤内閣は第一次昭和三十一年から第三次昭和四十七年まで、中曽根内閣は第一次昭和五十七年から第三次昭和六十二年まで、小泉内閣は第一次平成十三年から第三次平成十八年まで、そして、最長と言われた安倍内閣は、第一次が平成十八年から平成十九年、第二次の平成二十四年から第四次の令和二年まで歴任されてきました。安倍内閣は通算就任年数約九年であります。

安倍晋三元総理大臣は、惜しくも令和四年七月八日に凶弾に倒れたわけですが、歴史に残る総理大臣だったと思います。とりわけ経済においてはアベノミクスを推し進め、日本経済の浮上に貢献されたと同時に、今日でも進められている労使の枠を超え賃金を上げる努力は今に至る功績であり、さらに外交においては、精力的に諸外国を歴訪し、信頼を獲得し、日本の存在意義を内外に示した功績もすばらしいものがあったと思います。今後の日本の政治史においても高く評価される総理大臣であったと思います。

しかし、在任中は、高い評価と裏腹に多くの批判がなされたことは極めて遺憾であります。とりわけ森友学園問題は異例と言わねばならないし、権力が集中するがゆえのゆゆしき事案だと思います。安倍総理が国会答弁で、「もし私あるいは妻が関与したら国会議員を辞する」とまで発言されていました。しかし、なぜあのような事案が発生するかといえば、森友学園の校歌に安倍晋三総理の名前を入れたり、再三にわたる訪問の依頼、そして、その結果として、夫人も同校へ訪問せざるを得ない状況になり訪問したりする。そこに「忖度」という、誰もが望まないが何とか実現しなければならぬと、内からも外からも大きな力が働いてしまう結果になったのではないかと思うわけであり、

政治は、組織も含めた人と人とのパワーバランスで進む方向性が決まると思います。であるがゆえに、特にトップに立つ為政者は細心の注意を払わなければならないし、自分の思いとは裏腹な動きが出てくる可能性があることにも注意を払うべきと考えるわけであり、

知事は、今任期を満了すれば四期務めることになるわけであり、国政において最長と言われた安倍晋三内閣ですら、通算しての就任年数は約九年でありました。それよりもさらに七年長い期間務められることになるわけであり、この間、多くの実績を積み重ねたと認識しております。

特筆すべきは、つや姫を国内のトップブランドに押し上げたことであります。先般、農林水産常任委員会で現地調査させていただいた折、南陽市の黒澤ファームさんに赴き視察をさせていただきました。黒澤社長の話の中で、山形県はつや姫という米のトップブランドがあることが県内稲作農家の救いなんだとお話されました。ブランド化戦略によりしっかり高価格帯を維持し、全体的な米の安値感がある中、農業経営上、重要な位置づけがなされていると改めて痛感したところであります。ましてや、令和五年の夏場は異常高温であり、本県の主力品種であるはえぬきは一等米比率が過去例を見ない惨たんたる状況にあったにもかかわらず稲作農家の不満が上がらなかったのも、まさにつや姫効果ではなかったかと思えます。

一方で、私が懸念するのは、本県県政史上間違いなくレガシーと位置づけられる功績も、前段申し上げた国政における安倍政権のように、自らの思いとは別の働きが県政においても権力が長期化すると起こり得るのではないかと懸念なのであります。

平成二十八年十二月、予算特別委員会の場で、吉村知事と幸福論について議論させていただいた経緯があります。そのとき知事は、御自身が学生時代に欧州に行かれたことを紹介されながら、幸せとはどこか遠くにあるものではなく、身近にあることを実感したという旨の発言をされたことと記憶しております。私は、幸せとはどこにあるのか、さらに悩みが深まりましたが、それまで何度も読み続けていた松原泰道氏がお書きになった「道元」という本の中にある「悉有仏性」という道元禅師の言葉に答えを見いだしたように思いました。この言葉の意味するところは、生きているもの全てに仏が宿るとの意味だそうです。だとすれば、人の中にも仏が宿るということであり、その宿っている仏の心に従えば、おのずと進むべき道、幸福とは何かを推して知ることになるのではないかと思った次第であります。

私が申し上げるまでもなく、知事は既に達観されているものと思われ、今後の進むべき道について、ぜひ自らの心に向き合った御判断をお願いしたいと思います。

知事は、山形県民の歌をこよなく愛する一人だと確信しております。「うみに入るまで にごらざりけり」。とうとうと流れる最上川こそ県民の誇りであり、よどみのない県政を今後とも継続していくためにも、出処進退は、誰

に言われるまでもなく、政治家自ら出すべき重要事項であります。熟慮した御判断を期待します。

知事の御所見を賜ります。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 県政における長期政権によるゆがみへの懸念についてお答え申し上げます。

私はこれまで、知事就任以来一貫して、県民の皆様の幸せと県勢発展ということを第一に考え、「県民視点」「現場主義」「対話重視」、この三つを大切にしながら、県民のための県政運営を進めてまいりました。自ら率先して現場に足を運び、様々な形で、できるだけ多くの県民の皆様と対話を重ねるとともに、市町村をはじめとする関係機関の皆様からも、重要事業要望や意見交換の場などの機会を捉え、お話をお聞きしてまいりました。こうした対話を通して課題や御意見などを受け止め、庁内で議論を行い、必要な対応や施策立案につなげてきているところであります。

委員からお話のありました長期政権につきましては、一般的には弊害が危惧されるのではないかとする見方がある一方で、大規模災害や新型コロナ感染拡大などの経験を生かした危機管理対策に期待する御意見があるなど、議論も様々であるというふうに思っております。

現在、地方を取り巻く社会経済情勢として、人口減少に歯止めがかからず、人手不足が顕在化しております。そのほか、物価高騰の長期化や気候変動、自然災害の頻発、激甚化など、大変厳しい状況にあるわけではありますが、このような現状の今だからこそ、将来にわたって持続できる社会を目指して、新たな取組にもチャレンジしながら、未来志向の施策を展開していく必要があると考えております。

こうした中で、地方自治体の長につきましては、在任期間というよりは、地域の声や実情を踏まえ、かつ未来に向けたビジョンをお示ししながら施策を打ち出し、実現していくことが大変重要であると考えております。最終的には、有権者である県民の皆様が選挙を通して判断されるものと考えているところであります。

私としましては、現職の知事として、様々な県政課題の一つ一つに真摯にしっかりと向き合い対応していくことが県民の皆様への負託に応えることになると考えておりますので、今後とも、県民の皆様のご幸せと県勢の発展をしっかりと前に進めていけるように、全力で取り組んでまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 私も今年の四月で古希を迎えました。いささか体調にも変化を来してきているなというふうな思いがするわけではありますが、知事におかれましては極めて御健康で何よりであります。ただちょっと心配なのが、時々おかげもされているようで、今後ともお体には十分御自愛をいただければというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

今日の山形新聞の一面にも載っておったんでありますが、米の需給が大変逼迫しているということで、米の価格が上がっているやの報道があったわけではありますが、再生産可能な米価になるにはもっともっと上がっていただかなければならないという思いで、米の話をさせていただきたいと思います。

県産ブランド米の安定供給についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど述べましたように、本県におけるつや姫、雪若丸、はえぬきのブランド米がしっかり全国区の中で位置づけられていることが本県稲作農家の救いであり、励みなのだ、多くの県民が評価をしております。これまで品種の育成、生産戦略、販売戦略、コミュニケーション戦略に携わってきた農林水産部をはじめ関係各位の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

つや姫、雪若丸はブランド米として評価され、令和六年産の栽培面積も、つや姫で約一万百ヘクタール、雪若丸で五千六百ヘクタールと、その栽培面積も少しずつ伸ばしているところであります。

他県においても本県のブランド米は高く評価され、特に、高品質・良食味のつや姫は、これまで以上に注目度が高まっております。島根県では、二〇一二年から奨励品種としてつや姫を採用し、全国三位の作付面積を誇る西日本最大のつや姫の産地となっております。さらに、つや姫は、日本穀物検定協会が発表した食味ランキングにおいて、全国三県四地区で特Aと格付された、食味に非常に優れた品種であります。

しかしながら、昨年は、異常とも言える高温少雨の影響が大きく、高温耐性があると言われる本県のブランド米においても、二三年産の一等米比率は、つや姫は五一・一%、雪若丸は八四・九%と、二二年産が九八%台だった両銘柄とも大きく低下しています。

今年も既に高い気温が続く、水不足も指摘され始めております。本県のブランド米の一等米比率九〇%以上を確保し、良質米を供給していくためにはどういった対策を行っていくのか、農林水産部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 ブランド米の安定生産についてお答えいたします。

戦略的にブランド化を図ってきたつや姫は、ブランド米として全国トップクラスの地位にあり、雪若丸は、家庭用

や高級業務用において急速に引き合いが強くなっております。また、はえぬきは、業務用米として根強い人気があり、実需者や消費者から、それぞれおいしさと品質において高い評価を得ているものと認識しております。これは、生産者の努力に加えまして、平成三年度から取り組んでいる「米づくり日本一運動」において、品質や収量はもとより、全国に先駆けて食味を重視した取組をオール山形で展開してきた成果と考えております。

しかしながら、令和五年産米は、夏場の想定外の高温の影響で白未熟粒が多発し、一等米比率は過去最低となりました。このため、今年度から新たに「やまがた温暖化対応米づくり日本一運動」を立ち上げ、最も重要な柱として、高温に負けない生産体制づくりを掲げて、生産者の皆様とともに関係機関と連携して温暖化に対応した米づくりをスタートさせたところです。

まず、三月に高温少雨対策マニュアルを作成し、現地研修会を開催いたしました。マニュアルの中では、品質を確保するためのポイントとして、根の活力を高める土づくりや健苗の育成、水管理、適期作業等の基本技術が重要としており、生育ステージに合わせてその徹底を図ってきております。

今年の稲作は、田植後、初期生育が停滞したことから、六月五日から二十日を初期生育量確保強化期間として、ラジオスポットや広報車での巡回活動を実施するなど、指導を強化してきたところです。また、農業用水が心配になってきましたので、現場の水利状況を踏まえ、関係機関が連携してきめ細かな指導を行ってまいります。

一方、昨年の記録的高温の中でも高い品質を維持した雪若丸については、令和六年産の作付面積を当初計画に加えて五百ヘクタール追加したほか、令和七年産に向けて種子の増産に取り組んでおります。

さらに、生産者から期待が高まっている高温に強い新品種の導入については、生産者や研究機関などで構成する水稻新品種導入検討委員会を設置し、県内十一か所において有望品種の試験栽培を行っており、品質や収量、食味などの実証を進め、導入の可能性を検討してまいります。

こうした取組を生産者や市町村、農業団体等が一丸となり推進することで、品質、食味、収量の三拍子そろった「米どころ日本一」を目指してまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 今、星農林水産部長からのお話あったわけではありますが、まずは三月にマニュアルを作成して、それに沿った対応を今しているというふうなことで、一番はやっぱり技術的な対応が大事だと思いますし、生産現場とともに、農業団体もそうでありませうけれども、技術が徹底するような方策の中で頑張っていただければというふうに思っているところであります。

さらに、梅雨に入ってここ三日ぐらい雨も降っているというふうなことで、水不足の点について少し気持ちが穏やかになってきた部分もあるわけではありますが、これから梅雨が明けて、夏場の高温期を迎えて、昨年と同じような高温の状態になれば、今年の冬の少雪ということもあって水不足が一番懸念されるわけでもありますので、この辺の対応等についても十分な配慮をしながら、やっぱり水管理というのが極めて大事だと思っておりますし、健全な根を作っていく上でも大事でありますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

また、品種の構成にも触れていただいて、雪若丸は昨年に比べて五百ヘクタール増えているということで、先ほども申し上げましたけれども、そういうふうな今年の栽培面積になっているわけでもありますし、来年に向けての種子の確保も含めて、さらに高温耐性の品種の雪若丸の栽培が少しでも増えていくことが、今回のブランド米をさらに確立していく上で大事だなというふうに思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらには、新しい品種の開発についても触れていただきましたけれども、県内十一か所で今、試験栽培をやっているということで、はえぬきははえぬきでブレンド米という独自の引き合いがあるわけでもありますので、そういった意味の確立もしているわけではありますが、その部分に少しでも——代わるといふふうに申し上げていいのかわかりませんが、耐高温性の品種で、農家が安心して作れる、そしてさらに全国のトップブランドに名をはせるような品種の育成に御尽力を賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続きお伺ひしたいと思います。

さらに、今後ともブランド米を供給していくためには、米関連施設整備の考え方が極めて大事だというふうに思います。

良質な本県のブランド米を供給していくためには、第一義的には生産基盤の整備が欠かせないと考えます。ここでいう生産基盤の整備とは、作業の効率化の点から大区画圃場の整備もありますが、共同利用施設、特に、乾燥調製貯蔵施設いわゆるカントリーエレベーターの整備を推し進めなければならないと考えるわけでもあります。

去る五月二十九日に改正食料・農業・農村基本法が成立し、基本理念に「食料安全保障の確保」が明確に加えられているわけであり、カントリーエレベーターの整備は、国の食料安全保障を担保する意味でも、さらには山形県の全国に誇るトップブランド米を今以上にしっかり位置づけるためにも欠かせないと考えるわけでもあります。

しかしながら、全国的な課題として、カントリーエレベーターの更新の遅れが大きな問題となっております。本県

では、昭和六十年代から平成の初期段階で多くのコントリーエレベーターが整備されてきたわけでありますが、いずれも経年経過の中で更新時期に来ております。ところが、昨今の人件費や資材の高騰は尋常の域を超え、現在の農林水産省の事業の補助率や補助上限額では、整備を行うＪＡ・法人の自己負担が大きく、また、今の米の価格を踏まえると、米農家に利用料として負担増を強いるわけにはいかないのも現状であります。

そこでまず、現状を鑑み、政府にさらに補助要件を見直していただく要請を強力に行う必要があると痛感するわけでありまして、同時に、本県においても更新時の支援をぜひ考慮すべきものと考えますが、農林水産部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 カントリーエレベーターの整備について御質問いただきました。

コントリーエレベーターは、収穫した米を一括して乾燥・調製・貯蔵し、安定した品質・食味の米を通年で供給できる施設であり、稲作農家にとっては、作業負担の軽減やコスト削減等が図られる共同利用施設であります。県内では、現在五十施設が稼働しており、その処理能力は、本県における主食用米の四割の面積をカバーするものであります。良質米を安定して供給する拠点として非常に重要な役割を担っております。

しかしながら、全施設の五割となる二十五施設は、設置から三十年以上が経過し、その間、乾燥機等の内部施設は修繕や更新を行ってきたものの、建屋自体の老朽化も目立つようになってきております。また、稲作農家をめぐる経営環境としましては、主食用米の需給が改善し、米価が回復傾向にあるものの、全国的な需要量が今後も毎年十万吨ペースで減少することも見込まれ、さらに肥料等の高騰など、依然として厳しい状況となっております。

こうした状況下において、現有施設の今後の在り方については、新たな施設整備を行わずに必要な修繕や機器等の更新などで対応していくのか、または既存施設を統廃合して再編整備を行うのかなど、まずはＪＡ等の管理運営組織と利用する農業者などの関係者が、地域の実情を踏まえてしっかりと話し合いをしていただくことが重要と考えております。

県といたしましては、現場のお話をしっかりと伺いながら、効果的で有利な補助事業の紹介や計画作成への助言など、その構想段階からの支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、再編合理化等を行い施設を整備する際は、国庫補助事業である強い農業づくり総合支援交付金の対象となり、補助率二分の一以内での支援を受けることができます。しかしながら、補助上限額が二十億円、施設ごとの上限事業費が計画処理量一トンにつき五十五万八千円という制限があり、近年の建設費が高騰する中で事業者の負担が非常に大きくなっている状況にあります。このため、六月五日に、知事が議長とともに、補助上限額や上限事業費の見直しと十分な予算の確保について、農林水産副大臣に対し施策の提案を行ったところであります。

県といたしましては、今後も、米主産県として米を安定的に供給する観点から、政府に対し、機会を捉えて強く要望してまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 今、現状についてお話をいただいたわけでありまして。

県内五十施設の中で更新の時期に来ているものが二十五施設あるというふうなこととともに、毎年十万吨ずつ需要が減退する現状がこれからも続くのではないかということがあるわけでありまして、しかし、今年一年に限って言えば需要量も大変上がってきていて、これは、下げ止まったというにはまだまだしっかりした資料が必要だと思えますけれども、そういうふうな現状なども鑑みる必要があると思うわけでありまして。

中でも、先ほど来申し上げましたとおり大変な物価の高騰で、先ほど部長がおっしゃった強い農業交付金の二分の一、あるいは上限の二十億円というのが今の現状にそぐわないことは確かでありまして、六月五日に知事が副大臣のほうに御要請いただいたということで感謝を申し上げるわけでありまして、そのところもきちんと突破しないと、現状は現状として、再編整備ということも当然あるのかもしれませんが、大規模農家の若い担い手が二十町歩三十町歩で頑張っているわけでありまして、その部分はしっかりと、生産基盤を支えるという意味でもコントリーエレベーターの更新というのは絶対必要なわけでありまして、そのほか、これから北村山では間もなくスイカの出荷が行われるという状況にあるわけで、そういった共同利用施設の更新についてもしっかりと支援をしていくことによって、この山形県の食料、日本の国民のために供給している食料基地として守っていかなければならないと改めて思っているところでありますが、もう一度御答弁をお願いできればありがたいと思います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 今、委員からありましたように、共同利用施設というのは、これからの本県の農業をやっていく担い手の方のためにも、きちんとした生産を支える大切な施設であります。その整備がどのように、きちんと整備していけるように、様々な形で、計画などについても、話し合いの段階から、地域の皆様との話し合いを十分に県としてもさせていただきますし、必要な政府に対する要望も、様々な場面を通してしっかりと要望してまいりたいと考えてお

ります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 ありがとうございます。共に頑張ってください。

次に、農業も極めて大事な産業であると同時に、本県のものづくり産業、これは機械金属加工が中心であると認識しているわけでありませけれども、変化の時代に対応する本県のものづくり産業をどういうふうに支援していくのかという点について産業労働部長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

山形県の製造品出荷額は、二〇一九年の数字で二兆八千六百五十四億円で推移し、全国二十九位の製造品出荷額と認識しているわけでありませ。その割合も、全国の製造品出荷額三百三十一兆八千九十四億円の〇・九%を占めているとされています。二〇二一年の実績では三兆二百三十九億円の製造品出荷額があると認識させていただいておりませ。

しかし、昨今の状況は、製造業種間の差はあるにしても、受注においておむね減少傾向にあると事業主からは聞いております。山形県では、DX化への対応など、産業支援機関の再編等により対応しているわけでありませが、各企業は、円安、国際情勢に伴う原材料の高騰、電力の高騰、人手不足と何重苦にもさいなまれている実態でありませ。また、大企業三社に一家の割合で、前年比一五%以上の経常利益を上げている実態が報じられました。この状況からすれば、製品の価格転嫁は当然あつてしかるべきでありませ。

今、県内企業の若い世代の経営者の中には、技術の継承をユーチューブで動画として捉え、社内だけの共有として動画で示すという実態があります。さらに驚いたことに、音声説明を文字化し、さらにはそれを外国語に変換するとのことでありませ。もちろん、英語だけではなくて、中国語、韓国語へも変換できるとのこと、将来は外国人就労者への技術指導もまさにDXでできるとのことでありませ。

このように、生産現場では、受発注図面もスマートフォンで受けるし、出す時代だと受け止めました。確実にDX化が進んでいると感じたところでした。

そこで、彼らの課題意識は、受注を安定的なものにしたい、そのために常に的確な情報が欲しいということでありませ。さらには、しっかりと技術の継承も図っていききたいということだと受け止めました。

そこで、山形県では創業者、中小企業者のための様々な支援策を打ち出しておりますが、現場に直接支援策が届く仕組みが大事だと痛感しております。大きく変わる変革の時代だからこそ寄り添った支援が大事だし、山形県民は実直かつひたむきな県民性でありませ。まさにものづくりに適合する県民性だと思います。これから厳しい競争に打ち勝ち、繁栄するものづくり立県山形を創造していくには、今が正念場だと認識しているところでありませ。

本県のものづくり産業の現状をどう捉え、今後の取組をも含め、今後どう取り組んでいこうとしているのか、産業労働部長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 本県ものづくり産業の展望についてお尋ねいただきました。

本県ものづくり産業を取り巻く環境は、コロナ禍から脱し、経済活動の活発化の動きが見られる一方で、ESG経営やSDGsなどへの対応が求められ、さらには、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安の進行、あらゆる分野での人材不足など、これまで経験したことのない変化や制約が顕在化しております。経営環境が大きく変化する中、本県ものづくり企業が持続的に成長・発展していくためには、経営基盤の強化と新しいビジネスへのチャレンジに取り組んでいく必要があると考えております。

まず、経営基盤の強化では、ものづくり企業が安定的に事業活動を継続できるよう、生産性向上と取引拡大に向けた支援に取り組んでまいります。特に人手不足が深刻化する中、デジタル技術の活用による生産性向上や収益向上が求められておりますが、昨年八月の県の調査では、県内事業者の約六五%がDXに取り組んでいないか、理解がまだ十分でないということが明らかになりました。このため、今年度、デジタル・DXの専門家を県内企業五百社に派遣し、企業の状況に応じて、どのようなデジタル化・DXの取組が効果的かなどの助言を行い、デジタル化やDXに向けた課題解決につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、取引の拡大に向けましては、コストありきの仕事だけではなく、自社の技術力を生かすことで価格決定できる仕事を増やしていく必要がございます。そのため、展示会等への出展支援等に加え、企業の強みを磨き上げ、取引先のニーズに応えるための提案力の強化やマッチング支援にも力を入れて取り組んでまいります。

次に、新しいビジネスへのチャレンジでは、新たな製品や事業の創出に向けたきっかけづくりを進めてまいります。本県ものづくり企業がチャレンジすることで競争力が得られ、成長の機会につながることから、県では、技術や市場ニーズの情報等の丁寧な提供、大学等の研究者と企業経営者や技術者を結びつける機会の提供、企業による研究・技術シーズの活用可能性調査への助成、工業技術センターとの共同研究等による高付加価値化に向けた製品化支援など、新たなビジネスへのチャレンジを促進する支援に取り組んでまいります。

県といたしましては、時代の変化を的確に捉え、本県ものづくり企業の経営基盤の強化と新たなチャレンジを強力に支援していくため、大学等や工業技術センター、そして、今年四月に再編統合したやまがた産業支援機構とがしっかりと連携して取り組んでいくことで、本県ものづくり産業の振興を図ってまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 まず、新しい時代に対応する機構改革として、やまがた産業支援機構を創設されたことに敬意を表したいと思いますけれども、まずはやっぱり、今、部長からDXの対応が喫緊の課題だということで、県内五百社へ派遣して、その対応について頑張っていたらというふうなお話でありました。やはりいずれの事業者の話も聞いていても、この変革の時代にどう対応したらいいのか模索しながら一生懸命頑張っているというふうなことで、山形県のような支援策を、きちんと伴走型で支えていくことが極めて大事だなということを改めて痛感しているところがあります。

そして、あわせて、やっぱり取引量が増えないことには収益が上がらないわけでありますので、いろんな商談会がありますとか、そういった機会を小まめにつくっていただいて、山形県には技術力があるわけでありますので、それを県外の企業に知らしめていただいて、こういうふうな技術があるんだ、だからこういう仕事ができるんだという発信を多くしていただければありがたいなというふうに思っています。

昨年、一昨年と、二か年続けて、村山市のエツキさんという会社で技能五輪が開催されていたわけでありますけれども、前にも述べましたが、これだけ山形県にはすばらしい技術力が、特に機械金属加工においてはあるんだということは認知されておりますけれども、それがなかなか仕事の量につながっていかないというのが現状だと思いますので、現状を的確に把握しながら、仕事の受注量が少しでも増えていくような御努力を今後ともお願いしたいなと思うところがあります。

そこで、次も引き続き産業労働部長にお尋ねをさせていただきたいと思いますが、県内企業における事業承継への県の取組についてであります。

令和二年に策定された山形県産業振興ビジョン、さらにはそれに基づく山形県ものづくり産業振興戦略は今年度までで、新たなビジョンの策定に着手していると聞いております。これまでのビジョンでは、吉村知事は、「次代を担い地域を支える人材の育成・確保」と「高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化」と位置づけました。さらに、第四次産業革命とも呼ばれる急速な技術革新の進展、地域経済のグローバル化への対応というふうに位置づけております。

今まさにその渦中の真ただ中にあり、不穏な国際情勢に伴う物価高、エネルギーの高騰、円安の進行など、まさに現在進行中となっている中で、県内企業においては、少しずつ若い世代への事業承継が確実に進んでおります。

事業承継した若い事業主は、激動のこの時代、不安でいっぱいであります。こうした中でも、先代の事業への精神や蓄積された技術を自らも身につけ、社員にも先ほど申し上げましたように伝えていこうとしておりますし、すばらしいのは、これまでの蓄積された技術をベースにしてさらに進化しようとしている前向きな考えであります。

本県ものづくり産業を支え、力強く前に進めていくためにも、それぞれの事業承継に寄り添った支援が必要だと考えます。今年四月にスタートした、先ほど申し上げましたやまがた産業支援機構においても、事業承継に関する相談、支援など様々な対応していただいておりますが、県内でも進みつつある事業承継あるいはM&Aに対して県としてどう関わり支援していくのか、再び産業労働部長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 事業承継に関しましてお答え申し上げます。

県内事業者の九割超が人的資源に限られる中小・小規模事業者であり、その経営者の平均年齢は六十四歳を超え、高齢化が進行しております。将来の事業承継に不安を抱えている企業が見られ、民間会社の調査結果によりますと、県内企業の約半数が後継者のめどが立っていない状況であります。

事業承継が完了するまでに必要な期間は五年から十年とされており、経営者の高齢化がさらに進行すれば、ますます多くの事業者が事業承継について対応を迫られることとなります。このため、県では、事業承継ワンストップ窓口としてやまがた産業支援機構に設置した事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継に向けた意識の醸成を図る出前講座を開催するとともに、企業からの相談対応、事業承継計画策定、M&Aマッチング等について支援を行ってきております。平成二十七年の開設以来、支援ノウハウの確実な蓄積により、昨年度末までで相談件数は延べ五千三百八件、成約件数も年々増えており、これまで百六十四件の実績を上げております。

また、平成三十年に、県と県内の商工会議所・商工会等の各支援機関や金融機関で構成する山形県事業承継ネットワークを設立し、構成機関が各企業に事業承継診断の実施を勧奨し、経営者への事業承継に対する早期の気づきを促す取組を行ってきているところがあります。

事業承継の方法は、親族内承継、従業員承継、社外への引継ぎいわゆるM&Aがある中で、承継の最適な手法は企

業の置かれる状況により異なることから、取るべき選択肢を狭めないためにも、早めの準備と計画的な取組が重要となります。

このようなことから、今年度、新たに、事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に向けてまだ具体的なイメージを持つまでには至っていない経営者や後継者候補の方が具体的な事業承継の手法や特徴、留意点などを学べる講習会を実施いたします。参加者に丁寧に寄り添いながら実施する内容としており、事業承継についての考え方や理解をより深めていただける機会を設けてまいります。

県といたしましては、事業承継に係る適切な情報の提供や早期準備の働きかけを行っていくことで、経営者や後継者等の方々に対し事業承継に向けた具体的な検討を促し、実際の行動につながるよう、今後とも関係機関と緊密に連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 今、お話あったわけでありますけれども、平成二十七年から取り組んでいただいているということですが、やっぱり県内中小企業、年々少なくなっている中で、しかし、それでも三兆円を超える製造品の出荷額を、今、頑張っているわけであり、先ほど令和五年までの相談件数が五千三百八件というお話があって、その中で話がまとまって事業承継ができるのが百六十四件という実績でありますけれども、やっぱりこの製造品出荷額を、これからさらに発展して、そして若い人が山形県の中でしっかり残って働ける場としての製造業というふうな意味は極めて大きいものがあると思っておりますので、今後とも山形県の製造業の発展に資する御尽力を特にお願いしたいと思います。しっかり事業承継——親族、社内あるいは社外というふうな継承の仕方があるわけでありますけれども、それらことも含めて、しっかり今の技術、そして社の思いというものが引き継がれて、山形県の製造業が発展するような御努力を今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

先ほど高橋弓嗣委員から北村山の医療体制についてのお話がありました。県内四ブロックあるわけでありますけれども、いずれにおいても県民にいい医療が提供されることが、県民としては当然の望みだろうと思えますし、先般、山形新聞の座談会の折、加賀議員が、人口が定住していくためには、まず地域の医療がしっかりしていることが大きな条件なんだというふうなお話を力強くされました。まさにそのとおりだと思うわけであります。

重ねて、高橋弓嗣委員の議論に引き続いてお話をさせていただきたいと思えますけれども、私は、一点、医師の確保についてまずお伺いしたいと思います。

県では、住み慣れた地域での暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の充実を図るため、令和六年三月に、本県の保健医療施策の基本指針となる第八次山形県保健医療計画を策定しました。その中で、村山地域は、人口十万人当たりの医師数が全国平均を上回っていたり、県内で大規模な病院や三次医療機関が集中していたりするなど、最も医療体制が充実しているとされています。

一方、県内では医師の偏在が生じており、北村山地域では医師が不足しております。また、地域で唯一の救急告示病院である北村山公立病院の老朽化による建て替え費用の課題が指摘されているところであります。

北村山地域全体が今後とも良質な医療提供体制を維持していくためには、地域で唯一の基幹病院、救急告示病院である北村山公立病院が地域住民の生命と健康を守るとりでの役割を今後も果たすとともに、身近な医療の担い手としての役割が期待されている診療所の維持や後継者確保も重要であると考えます。特に、医療を支える根幹である医師不足は非常に大きな課題となっており、令和四年における人口十万人当たりの医師数は、全国が二百七十四・七人、村山地域全体では三百七・四人であるところ、北村山では百六人であり、医師の地域偏在が見られます。

まず初めに、県では、北村山地域をはじめとして、持続的な地域医療を住民に提供していく上で重要な医師の確保に向け、どのような取組をしようと考えているのか、健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 医師確保についてお答え申し上げます。

本県の医師数の状況につきまして、県全体としましては着実に増加しているものの、令和四年の人口十万人当たりの医師数は二百五十二・二人と全国第三十五位であり、依然として医師が不足しております。このうち、ただいま委員からもお話ありましたけれども、北村山地域の人口十万人当たりの医師数は百六・〇人でありまして、地域間における医師の偏在も顕著な状況となっております。

こうした現状を踏まえまして、医師確保対策につきましては、知事を会長とする山形県地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県内における医師修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師に係る配置を行っており、令和六年度は計八十九人を配置しております。また、この協議会での議論を経て、去る三月に策定しました第八次前期山形県医師確保計画におきましては、医師少数県からの脱却を目指し、必要な医師数として、令和八年度までに県全体で百二十八人の確保を目標に掲げ、各施策に取り組んでいるところでございます。

さらに、医師多数区域である村山地域全体の中でも、医療提供体制が脆弱で局所的に医師が少ない地域としまして、北村山地域や西村山地域を医師少数スポットとして設定し、地域の方々へ持続的に医療が提供できるよう、医師少数区域と同様に医師確保対策を重点的に推進していくこととしております。

具体的には、医師少数区域あるいは医師少数スポットへの一定期間の勤務を義務づけております医師修学資金の貸与を実施しますとともに、医学生のうちから県内における地域の中核病院を知っていただくため、山形大学医学部の五年生、六年生が行う地域の中核病院での臨床実習に対する支援を行っております。令和五年度からは、北村山公立病院も対象に加えておまして、複数名が実習に参加しているところです。

加えまして、今年度から新たに、県の医師会と連携し、診療所の継承希望医師と後継者不足の開業医師とのマッチングなどを行います医業承継の支援を行ってまいります。

県としましては、こうした様々な医師確保の取組を着実に進め、北村山地域を含め、どの地域においても県民の皆様が必要な医療を安心して受けられる持続的な医療提供体制を構築してまいります。

○柴田委員長 能登委員。

○能登委員 引き続き健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

これも先ほど高橋弓嗣委員が申し上げているわけでありますけれども、新病院の整備に係る財政の支援であります。今お話にあった県の医師確保の取組については、北村山地域も含め、ぜひ推進をしていただくようにさらにお願ひ申し上げたいと思います。

さらに、医師確保に加えてもう一つの課題は、先ほど来お話あったように、北村山公立病院の老朽化による建て替えの課題であります。

西村山、北村山両地域の課題として、それぞれの地域における基幹病院では、施設の老朽化による建て替えの時期に来ていること、病床規模の適正化を進める必要があることが示されているわけであります。北村山地域の基幹病院である北村山公立病院については、病院長を先頭に懸命に、北村山九万人の市民町民のために全力を挙げております。一方、病院及び設置団体の三市一町では、病院の建て替えという非常に大きな課題に直面しているところであり、県に対して重ねて財政支援の要望が出されております。

県では、新病院整備に係る財政支援についてどういうふうにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

北村山公立病院は、北村山地域の医療を支える中核病院として重要な役割を担っている医療機関と認識しております。

これまで、県では、北村山公立病院に対しまして、平成二十三年度以降ですと、東棟の耐震補強工事をはじめ、医療連携ネットワークシステムの整備、リハビリ棟の改修工事など、重要な施設・設備整備に対する支援を順次行ってまいりました。

こうした中、北村山公立病院の老朽化等に伴う新病院の改築整備に向けた県の財政支援等につきましては、これまでも、関係の市町及び北村山公立病院組合から重ねて御要望をいただいているところであります。

病院は地域医療を担う重要なインフラであり、その機能の維持向上のため、県では、特に医療人材の確保を含め必要な支援を行ってまいりたいと考えております。このたびの新病院整備に当たりましては、現在、基本計画の策定が病院内限りで進められていると承知しておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、病院の機能や規模をはじめ整備手法など、新病院に関する重要事項については、まずは病院組合を構成する三市一町の各首長や担当課等から成る協議の場などにおいて、しっかりと地域の実情を踏まえた議論を行っていただくことが大変重要であると考えます。

その上で、県としましては、今後も引き続き基本計画等の検討内容を注視し、将来の北村山公立病院の果たすべき役割や機能、関係機関との連携協力等について認識を共有しながら、関係市町の御意見を丁寧にお聞きし、必要な助言や支援を検討してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 能登淳一委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会